

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成27年3月20日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 平成27年度板倉町一般会計予算及び特別会計予算について
 1. 環境水道課
環境係 / 上下水道係
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 2. 会 計 課
会計係
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 2. 健康介護課
介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - (2) その他
4. 閉 会

○出席委員（10名）

委員長	荻 野 美 友 君	副委員長	今 村 好 市 君
委員	荒 井 英 世 君	委員	延 山 宗 一 君
委員	小 森 谷 幸 雄 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君
委員	秋 山 豊 子 さん	委員	野 中 嘉 之 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 原 実 君
環境水道課長 荻 野 恭 司 君

環 境 係 長	星 野 一 男 君
上 下 水 道 係 長	福 知 光 徳 君
会 計 課 長 兼	山 口 秀 雄 君
会 計 係 長	落 合 均 君
健 康 介 護 課 長	小 野 寺 雅 明 君
介 護 高 齡 係 長	高 橋 徳 男 君
保 険 医 療 係 長	松 村 愛 子 さん
健 康 推 進 係 長	

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 岸 光 男
庶 務 議 事 係 長	伊 藤 泰 年

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○事務局長 (根岸光男君) それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○議案第28号 平成27年度板倉町一般会計予算について

議案第29号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 平成27年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第32号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成27年度板倉町下水道事業会計予算について

○事務局長 (根岸光男君) それでは、荻野委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長 (荻野美友君) おはようございます。

本日は、本委員会の3日目となります。本日は、環境水道課、会計課及び健康介護課関係の予算について審査を行います。

早速ではありますが、最初に環境水道課関係から行いますので、説明をお願いいたします。説明は、各係ごとに新規事業、重点事業を中心をお願いいたします。

荻野課長。

○環境水道課長 (荻野恭司君) おはようございます。環境水道課の荻野でございます。私からは、環境水道課の環境係及び上下水道係、この2つの係につきまして歳入関係の概要を説明させていただきます。その後、両係長より歳入関係についてその概要を説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に環境係に係る内容でございますが、今回配付されております歳入歳出総括表をごらんいただきたいと思ひます。環境係では、畜犬登録及び狂犬病予防注射手数料から始まりまして、指定ごみ売り払い手数料など細節が8つほどございます。歳入に係る所属合計額としましては3,279万円を計上させていただきました。前年度と比較いたしますと425万2,000円ほどの増となっております。その主な要因といたしましては、指定袋売り払い手数料1,920万円が前年度比で320万円ほど増えております。これは前年度実績でごみの搬入量が増えているということを受けてでございます。また、一番下の資源ごみ売り上げ代340万1,000円、こちらにつきましては前年度と比較しますと133万3,000円増えております。こちらにつきましては、買い取り業者との交渉した結果でございますが、複数の項目でその買い取り単価こちらが値上げできるという見通しから増えているものでございます。

続きまして、上下水道係について説明申し上げます。まず、浄化槽設置整備事業でございますが、こちらでも今回配付されました歳入見積書総括表をごらんいただきたいと思ひます。細節が2つございます。上段部分、浄化槽設置整備事業費交付金が国の交付金でございます。下段の浄化槽設置整備事業費補助金こちらは県からの補助金でございます。合計で1,188万2,000円を計上させていただいております。合併浄化槽の数では今年度も浄化槽設置整備事業計画に基づきまして全体で63基分となります。前年度比で比較しますと283万6,000円の増となっておりますのでございますが、その主な要因といたしましては、下段の浄化槽設置整備事業費補助金、先ほど申し上げた県補助金になりますが、この中にエコ補助金を含んでいるからでございます。

エコ補助金につきましては、例年県予算の確定後補正させていただいておりましたが、県が予算計上している状況を考慮いたしまして、今年度につきましては当初予算に計上させていただいているものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。同じく歳入見積書総括表をごらんいただきたいと思っております。下水道事業では、下水道使用料から下水道事業債まで細節が11に分かれております。所属合計で1億8,062万4,000円を計上させていただいております。前年度と比較しますと109万2,000円の増となっております。主な要因といたしましては、中ほどの一般会計繰入金1億2,761万1,000円、こちらは前年度比較で109万2,000円の増となっておりますが、歳入歳出同額でまとめるということから、この一般会計繰入金で調整しているものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。お配りしました資料こちらにつきましては板倉町中期事業推進計画実施計画に係ります資本的支出になりますので、内容につきましては係長より説明申し上げます。

私からは、水道の広域化について状況を申し上げたいと思っております。現在8団体の首長による協議会、また各部課長をメンバーとする幹事会、そしてその下に5つの専門部会が設置されて詳細な検討が現在進められております。今月の25日には、8団体の首長によります協議会これが第5回が予定されております。水道企業団設立まではほぼ1年となりましたが、企業団規約についてなど平成27年度の早いうちに町議会への上程を予定しております。そのときにはよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。引き続き星野係長並びに福知係長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 環境係長、星野君。

○環境係長（星野一男君） 環境係、星野です。よろしくお願いいたします。先ほど課長から歳入のご説明ありましたので、歳出の重点並びに昨年度の予算の増減が大きいものの事業をご説明させていただきます。

まず最初に、歳出見積書をごらんください。27年度の歳出見積額としまして2億7,687万1,000円、前年度当初2億5,545万円に対しまして、2,142万1,000円の増額でございます。まず、歳出見積書の上段、事業名になります4款2項2目のじんかい処理費でございますけれども、歳出見積書2ページ、3ページをごらんください。犬猫等動物死体処理事業でございます。新規事業でございます。県の機構改革、組織編成に伴う館林保健福祉事務所衛生係の一部事業撤退に伴い、平成27年3月末までで犬猫等の動物死体の受け入れ業務が行われなくなります。これまでの経緯としまして、県の考え方としまして、動物といえども死骸についてはごみ扱いとなるため、一般廃棄物であるとの見方であり、廃棄物処理法の中で一般廃棄物は市町村の責任で処理するものとするとうたわれているため、本来は町が処理すべきところではありますけれども、県内の市町村の中で焼却施設また処理施設を持たないということもありまして、現在まで館林保健福祉事務所に受け入れ業務、処理をお願いしていた経緯がございました。27年度からは、県の組織編成に伴い動物の死体処理を板倉町で処理していただくよう指導があった中で、館林保健福祉事務所の指導のもと、館林の動物の火葬場等の使用を協議してまいりましたけれども、館林の受け入れが困難なため、民間への委託を検討し業者を選定する中で有利な条件の委託、安価な委託をいたすために明和町とも共同処理を協議し、2町分の死体を合わせることで頭数が増すため委託先の委託条件である持ち込みというところを、向こうの業者に回収していただく処理していただくという形で見積もり計上をしたものでございます。本年度見積額が135万円、約200頭分でございます。

続きまして、歳出総括表上段より2行目になります2款1項15目ふるさとづくり費でございますけれども、歳出見積書4ページ、5ページをごらんください。住宅用太陽光発電システム設置補助金900万円でございます。26年度当初額と同額の900万円で計上させていただいております。現在2月末で59件の申し込みがありまして、561万円の申請でございます。環境賦課の少ないクリーンエネルギーの普及促進並びに快適な生活環境のまちづくりを推進するための設置費補助でございます。

続きまして、歳出見積書上段より8行目になります4款2項1目清掃総務費でございますが、歳出見積書16、17、18ページをごらんください。ごみステーションの管理と集団回収事業でございます。前年度予算額314万4,000円に対しまして、本年度見積額445万8,000円でございます。前年比131万4,000円の増額となっております。要因といたしますと、17項13節委託料、施策業務委託料131万5,000円でございます。4款2項1目資源ごみ処理委託費の13節委託料、資源ごみ処理委託料からの組み替えによる増額となっております。内容といたしますと、買い取り業者への助成金でございます。

続きまして、歳出総括表上段より9行目になります4款2項2目じんかい処理費でございますけれども、歳出見積書19ページ、20ページ、22ページをごらんください。資源化センター管理運営事業でございますが、前年度予算額6,640万5,000円に対しまして、本年度見積額6,633万7,000円でございます。前年比6万8,000円の減でございます。1枚めくっていただきまして、20ページをごらんください。11節需用費でございますが、固形燃料のにおいを抑えるための消石灰、堆肥を製造するための水分調整としてのおが粉でございます。12節役務費でございますけれども、公用車工場内の使用の重機の車検手数料でございます。1枚めくってもらいまして、21ページをごらんください。13節委託料でございますが、センターの保守点検管理委託料でございます。前年度予算額4,775万1,000円に対しまして、本年度見積額4,717万3,000円でございます。前年比57万8,000円でございます。

続きまして、歳出見積書28ページ、29ページをごらんください。一般廃棄物収集運搬事業でございます。前年度予算額3,160万円に対しまして、本年度見積額3,402万円、前年比242万円の増でございます。要因といたしますと、昨年度も説明いたしました、群馬県の示しております労務単価等の高騰に伴う増額でございます。ステーション数、委託日数につきましては昨年と同様でございます。

続きまして、30ページ、31ページをごらんください。最終処分事業でございますが、前年度予算額1,155万6,000円に対しまして、本年度見積額1,399万8,000円でございます。前年比244万2,000円の増でございます。31ページをごらんください。施策業務委託の1段目の一般廃棄物残渣処分委託料、3段目の資源化センターRDF残渣委託料の増加によるものでございます。要因といたしますと、ごみの増加によるものでございます。

続きまして、32ページをごらんください。ごみ指定袋事業でございますが、前年度当初額1,441万1,000円に対しまして、本年度見積額1,608万6,000円でございます。前年比167万5,000円の増でございます。33ページをごらんください。11節需用費、消耗品、袋代でございます。1,403万1,000円でございます。前年比167万5,000円の増となっております。購入枚数は前年度と同額でございます。単価の高騰による増額でございます。

続きまして、34ページ、35ページをごらんください。資源化センター改修事業でございますが、前年度当初額3,780万円に対しまして、本年度見積額が同額でございます。26年度としまして11カ所の修繕実施を予定

しておりましたが、現在4カ所の修繕が完了しており、予算の都合により7カ所の修繕が次年度への繰り越しになっております。繰り越しとなった要因としまして、緊急修繕という形で予想もしていないところのものが壊れたというのが6カ所ございました。

続きまして、36ページ、37ページをごらんください。し尿及び浄化槽汚泥広域事業でございます。前年度予算額5,761万4,000円に対しまして、本年度見積額7,042万5,000円でございます。前年比1,281万1,000円の増額でございます。要因といたしますと、ごみ広域に伴う施設建設費負担はもとよりし尿負担割合、前年度実績によりが増えたためと考えられます。中身としまして、合併浄化槽の推進が図れたための増額ということになったための浄化槽のほうが水分が多くなったためくみ取り処理の重さが多くなったというふうに考えております。

以上雑駁でございますが、説明といたします。

○委員長（荻野美友君） 続いて、上下水道係長、福知君をお願いします。

○上下水道係長（福知光徳君） 上下水道係、福知と申します。よろしく願いいたします。

上下水道係の歳出予算について説明いたします。上下水道係には、一般会計、下水道事業特別会計、水道事業会計がございます。

まず初めに、一般会計の説明をいたします。1ページの歳出見積もり総括表をごらんいただきたいと思っております。3事業載せてございます。1つ目が合併浄化槽設置費補助事業でございます。予算額1,583万3,000円でございます。続きまして、浄化槽エコ補助金事業250万円、下水道事業特別会計繰出金1億2,761万6,000円でございます。

続きまして、主な内容について説明をさせていただきます。3ページをごらんいただきたいと思っております。下段の19節負担金、補助及び交付金でございます。1つ目の補助金のうち合併浄化槽設置費補助金でございます。予算額1,455万6,000円でございます。こちらにつきましては、浄化槽設置整備事業計画の63基分を計上いたしました。こちらの計画につきましては、平成23年度から28年度までの6カ年事業ということですが、27年度につきましては5年度目ということになっております。

続きまして、合併浄化槽転換費補助金でございます。125万円でございますが、こちらにつきましては、単独槽またはくみ取り槽を撤去などいたしまして合併浄化槽へ切りかえた場合に、1基当たり5万円を上乗せして補助するものでございます。27年度につきましては、25基を見込み予算計上させていただきました。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。歳入で課長からも説明がございましたが、浄化槽エコ補助金ということで27年度につきましては当初予算に計上させていただきました。予算額250万円、昨年度と比較いたしまして、存目計上でございましたので249万9,000円の増額となっております。内容につきましては、単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽に転換した場合に補助を行うものでございます。補助金額は1件当たり10万円となっております。この予算につきましては、町は県より補助金全額を浄化槽の県費補助金として交付されておりますので、100%県費からいただいております。以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、下水道事業特別会計を説明させていただきます。1ページの平成27年度歳出見積書総括表をお願いいたします。こちらに主なものが5事業計上してございます。1つ目が、下水道総務、予算額209万9,000円、2つ目が環境維持管理といたしまして46万5,000円、水質浄化センター4,993万1,000円、そのほか

元金が7,340万円、利子が2,468万8,000円ということでございます。

続きまして、主な内容について説明をさせていただきます。2ページをごらんいただきたいと思います。下水道総務費でございます。本年度予算額290万9,000円で、前年度と比べまして66万4,000円の増額となっております。この予算につきましては、下水道事務に係る経費を計上しております。増額の主な要因といたしましては、消費税の納付がございしますが、こちらにつきましては翌年度に消費税を納付するということから、消費税が8%に上がったことが今年度から反映されるということでの増額となっております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。水質浄化センター費でございます。本年度予算額4,993万1,000円、前年度と比較いたしまして116万5,000円の増額となっております。こちらにつきましては、水質浄化センターの維持管理に関する経費となっております。次のページの9ページをごらんいただきたいと思います。増額の主な要因といたしまして、11節の需用費の下の段の修繕用消耗品が70万円程度の増額となっております。こちらにつきましては、下水を処理いたしまして、最後に出ます汚泥の脱水機などに係ります部品の交換ということで計上させていただきました。こちらにつきましては、重要度及び劣化の進みぐあいなどを勘案いたしまして、汚泥脱水機と再利用水コンプレッサーについて劣化部品のうち汎用品について材料を用意し、維持管理を委託しております会社の職員のほうにて交換修理を行うというものでございます。ただし、メーカーなどで交換できない部品もあるため、最終的にはメーカーによるメンテナンスが必要かと思われるということでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。こちらは下水道に係ります起債の元金償還金でございます。こちらは償還計画に基づきまして本年度予算額7,340万円を計上いたしました。昨年度と比較いたしまして、77万4,000円の増額となっております。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。こちらは同じ起債の利子償還金でございます。こちらにつきましては、本年度予算額2,468万8,000円、前年度と比較いたしまして、185万1,000円の減額ということでございます。こちらにつきましては、平成42年までの償還計画となっております。大体1億円程度の償還がしばらくこのまま続くという予定でございます。

最後に、水道事業会計について説明をさせていただきます。1ページの平成27年度板倉町水道事業会計予算積算概要書をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、資本的支出でございます。1款資本的支出、予算額2億669万円、前年と比較いたしまして、257万2,000円の減額でございます。1項建設改良費1億5,713万円、383万2,000円の減額でございます。その内訳といたしまして、1目配水管布設費1億3,263万9,000円、1,275万6,000円の増額でございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、配水管の布設等に要する経費でございますが、増額の主な要因といたしまして、広域化に伴います国庫補助事業が平成27年度から始まることとございます。そのほか館林土木事務所の行っております八間樋橋関連の工事等も入っておりますので、他事業関連事業等の合わせての増ということでございます。

続きまして、2目浄水場整備費でございます。2,063万9,000円、1,370万5,000円の減額ということでございます。こちらにつきましては、浄水場の整備に要する経費でございますが、減額の主な要因といたしまして、浄水場の大きな整備がほぼ完了したということで減額ということでございます。

続きまして、3目固定資産購入費でございます。385万2,000円です。288万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、固定資産の購入に要する費用でございますが、減額の主な要因といたしまして、計

量法に基づきます水道メーターの交換の数が減ったこと及び昨年度は料金会計のシステムサーバーの購入をいたしました。それが今年はありませんので、その分合わせての減額ということでございます。

続きまして、2項企業債償還金でございます。こちらにつきましては4,956万円の予算計上でございます。126万円の増額ということでございます。こちらは償還計画推計表に基づきます計上ということで計上させていただいております。

以上雑駁な説明でございますが、上水道系の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 環境系のこれは20ページ、燃料費のところなのですが、この予算を作成した時点はいろいろ円相場が上がったり下がったり、基本的には下落傾向、50ドル割れというふうな状況が今生まれているというような状況ですけれども、1,700万円ということでこれを作成した時点はいつごろの価格相場でこういった形に出させていただいたのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今の燃料費の関係でございますが、10月、11月現在の価格の燃料費となっておりますので、現在と見ますとちょっと高目の数字となっております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） それとこの燃料の単価交渉ですけれども、これはどういった業者さんとのやりとりの中で価格設定が行われているのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 燃料、資源化センターで使います灯油代、軽油代につきましては、町内のガソリンスタンド等が組んでいます組合と毎年交渉いたしまして、組合との契約となっております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 組合ですか。その組合、町内組合ということなのですが、その組合の単価を引き出す意味で、例えば参考資料として、参考価格として一般的な大手さんと比較してとかそういうベースを持って単価交渉に組合さんと当たるのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 単価交渉につきましては、この予算時の金額とは別に、契約を結ぶときに国なり県なりいろんなところへ単価が出ておりますので、それを見た中で組合との交渉になります。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうすると、この1,700万円計上されておりますけれども、今後の見通しとしての下がるか上がるかはちょっと相場ですからわかりませんが、動向をどのように考えていますか。この1,700万円に対しての補正関係が出てくると思うのですが、その辺の見きわめをどのように考えていますか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今議員さんがおっしゃるような先が見えないということが大変苦しいところでありまして、原稿を作成した当時はもっともっと上がっていくのではないかとということも考えての予算

計上だったのですけれども、現在ちょっと落ちついておりますので、逆に余ってしまうのか、逆に増えてしまうのかというところを見きわめながらやっていきたいと思っております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 相場ですから、動向不透明感があるわけですが、その中で今の状況が続くという中で、当初契約した単価はそのまま移行するのか、あるいは途中で相場市況によって多少変化させるのか、その辺の交渉過程での取り決めというのかな、その辺は一度決めたものは年間通していくという方向性なのか、あるいは途中で改定が行われるのか、その辺のいきさつについてはどのような条件になっていますか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 契約の中で、途中で見直すという文面は入っておりませんので、これは今のせてあるのは予算でありまして、4月になりましたら契約になるわけなのですが、改めて見積もりをいただいて、先ほど申し上げた単価といろんなところのあれと比べて契約をするわけですが、余りにも、一文で価格が余り変動した場合には協議をするという一文は入っていないのですが、その余地をそういうことも含めた話し合いを持っていきたいと思っています。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 非常に読みの動向は難しいのですが、そういった意味も含めて締結をするときできればそういう条項も入れた中でご検討をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） これは特に資源化センターについてはローリーで直接配達されるのです。いわゆる組合の一番だから伝票1枚切って手数料何もかけずにいわゆる本元から直接現場へ来てしまうということで、ある意味では一番おいしいわけですね、業者にとっては。現実論として、そういったことで今までずっと農協さんが独占をしてきた。過去の経緯が、前町長の時代には農協さんが独占をしてきたということについて、町内の各業者からクレームがついたということなのです。私になりまして、全ての農協さんも含めて全業者を集めまして、いわゆるみんなが平等に、伝票1つで今度例えば荒井石油、次は関根商店、次はどこ、やすだなどかあるいは蓮見商店とかということをそういう体制を1つはつくりました。なおかつ、石油類というのは毎日変動していますので、組合として近隣の今月は館林市は幾らで公共に納めているか、それは館林のそういう商業組合があるわけです。そういった参考値も含めて常に月に一遍ずつぐらいそういう提示をしてくるのではないかな。そういうことで、合理的に決して高くない、かといってべらぼうに暴落、上がったたり下がったりするわけですから、ですから全てそういう近傍価格あるいは国の平均価格等々も含めた中で、業者さんは板倉のいわゆる石油卸、石油を扱う業界として、館林や近傍を全部調べた上で板倉さん今月はこれというので、それで契約をしていくということでありまして。ですから、そんなにべらぼうに初めに予算を決めたからといって1年間ずっとそれでいくという見方は、全く当たらないということです。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 歳出の環境係37ページ、負担金の関係なのですけれども、この中でごみ処理施設等建設費2,661万4,000円計上されています。これ施設の本体建設工事に関するものだと思うのですけれども、3施設の。焼却施設はもう26年度、27年度、28年、既に建設工事始まっていますよね。リサイクルと最終処分場については27年度、28年度の2カ年計画ということですよ。例えばリサイクル施設の関係なのですけれども、来年度はどの程度まで建設始まるのでしょうか。27と28の2カ年でやるわけですよ。ですから、27年度についてはどの程度まで始まるのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 現在ごみの広域化については具体的に動いている内容としましては、館林の焼却場施設これが発注されましていよいよ4月には起工式を予定している。また、今ご質問いただきましたリサイクルセンターと明和町に建設予定の最終処分場、こちらについても設計並びに工事が27年度には進めていくということで予定をされています。内容的には、大体27年度始まりましたらば業者を決める作業ということで入っていきまして、秋口前ぐらいに具体的な設計並びに工事を一緒にした形で発注していく形になるかなということで予定をしております。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 秋口前に設計と工事ということですね、設計して、それから着工すると。

○環境水道課長（荻野恭司君） 設計は設計、工事は工事でなく、一緒に出していく、設計と工事あわせた形で出していくということで予定をしています。

○委員（荒井英世君） わかりました。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） それでは、環境係、最終処分事業なのですけれども、今年度におきましては、ページ31になります、増額240万円ということの増額を見られた。説明の中に、増えるのだということで説明があったわけなのですけれども、いかようでこのような増えるということになったのかお願いをしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 要因といたしますと、一番この設計を組んだときの基礎となるものは、25年度、26年度のごみの量を算出しまして、それに基づいて増えるであろうという形の計上でございます。要因といたしますと、町内でごみが増えた要因の考えられるものの一つとして、野焼き等の家庭で処理するものが減った、または景気が多少よくなってきたことに対する家庭内でのお総菜等の消費が増えてきたものだと考えております。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） だろうということで、増えたということなのですけれども、31ページによりますとRDF、そのRDFが大分増えたということになっているのですけれども、このRDFの残渣が増えたということにつきましては、どうしてこれこんなに増えたのかお願いをしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 先ほど資源化センターRDF残渣委託料でございますけれども、ごみの量に対

して10%ぐらいの残渣を見込んでおります。ごみの量につきましても、先ほど申し上げましたが、25年から26年度に対しましてはかなり増えているという実績がありますので、そのデータをもとにの計上でございます。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 先ほど小森谷議員が質問したように、今非常に燃料等も下がっているとなりますと、当然この価格もこの当初予算から申すと若干は下がってくるかなと思うのですけれども、この見積もりの中では価格の非常に高額のときの金額がはじかれているかなと思うのですけれども、やはり残渣というのはお金を当然払って処分をしてもらわなくてはならない。そういうふうな中にしますと当然運賃等も上がってくるということになるかなと思うのですけれども、量が増えるということは本来はずっと横ばいで行かなくてはならないのが増えていく、だから木の枝とかまたもろもろも出てくるかなと思うのですけれども、そんなに増減なく進むかなと思うのですけれども、ぜひ今度1市2町の中で施設等もできていく。こういうふうな内容についても変わってくるかなと思うのですけれども、より見積もりもしっかりした中での予算を計上するという事になるかなと思うのですけれども、それについての努力もしっかりお願いしたいと思いますけれども、お願いします。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今ご指摘のことに對しましては、業者ともいろいろ打ち合わせをしまして努力していきたいと思ひます。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 犬猫死体処理事業の件なのですけれども、ここを見ますと、26年、25年のさかのぼっては予算が計上されていない。今年に当たっては200件ということで135万円計上されているのですけれども、これは毎年死体処理はしていると思うのですけれども、ここ予算は計上されていないということが1つ、どうしたのかなというのが1点です。

○委員長（荻野美友君） 先ほど説明があったと思うのですけれども、そのことについては。

○委員（市川初江さん） では、聞いていなかった、ごめんなさい。では、ちょっと説明していただければ。

それと、25、26年は何頭ぐらいの処理を行ったのか。今年200件ということなのですけれども、よろしく申しわけございません、もう一度お願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今第1個目の質問ですけれども、犬猫等の死体処理事業につきましては、新規事業でございまして、今年初めての事業ということなので、前年度の予算が計上しておりません。

それと、今までの犬猫の死体処理につきましては、館林保健事務所に職員が持っていきまして、県で焼却処理をしていただいていたという経緯がございました。

[何事か言う人あり]

○委員長（荻野美友君） お静かに。

荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 概要をちょっと申し上げます。町内特に道路関係で亡くなっているというか、放置された犬猫の死体、これをいったん資源化センターの冷凍庫に保管するのです。ある程度たまりましたら保健福祉事務所、昔の保健所です、こちらに持っていきまして県で処分してもらっていたということがあります。ただ、27年度からは県でその業務をやらないということになりまして、その分町で処理していかなくてはならないということになったわけなのです。そういうことで、今回予算を新規で計上させていただいたということがございます。

○委員（市川初江さん） よくわかりました。

それで、もう一点の質問ですけれども、25、26処理をしていたわけですので、何頭ぐらい処理をしていたのか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 実績でございますけれども、25年度で約140頭の犬猫、狸等も含む死体撤去をしております。

[「26年度は」と言う人あり]

○環境係長（星野一男君） 26年度まだ終わっていませんので、途中はないのですけれども。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） ありがとうございます。多く見積もって200頭予算提示したということですね。そうすると、これは今までは県がやっていたのでお金が町から出なかったのですけれども、今度は町からお金のほうから出るということなのですね。それでいいんですか。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 市川議員さんのおっしゃるとおりであります。これからにつきましては町が町の経費で処分していくということになります。よろしいでしょうか。

○委員（市川初江さん） はい、よくわかりました。ありがとうございます。本当にあちこち死体があるとはやはり本当にすぐに片づけていただきたいなと私も目をつぶってしまうぐらいの死体もありますので、本当に大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございます

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

栗原町長。

○町長（栗原 実君） 心配されるのが、ペットだからそういうことはないかもしれませんが、要するに今度は自分ちで死んだのを自分で焼きに行くと、公の館林の火葬場の裏あたりに民間のいわゆるペット用のあれがあります。ちょこっとほうり出してぶん投げておくと町が処理しなくてはならないと、町の金でというそういうところをちょっと心配される懸念はあるのです。ただ、ペットだからそういうことは基本的にはないだろうと。あくまで道路上の交通事故等で死んだものとして推測をしているということなのです。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） やはり自分のうちで飼ったのは責任持って飼っていただかないと本当に困りますよね。ですから、そういう犬猫の場合はもう野生の誰も飼っていないという野良猫みたいな、野良犬とかそういう処理を町がするという、基本的にはそういうことですね。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今だって道路で潰されている猫は野生と、要するに野良猫とは限らないわけです。自分ちの猫だってしらばくれて片づけられないという困った風潮があるわけです。それを今までは町とすればやむを得ないから個人の、これは個人ですかとは申さずに、公道上に死んでいるものは職員が潰されたのを嫌がってでも片づけさせて県に冷凍庫へ入れたものをためて、1頭1頭届けるのも大変ですから、という手順を踏んでいたのですけれども、町が今度はそういう形になったということで、悪用されると中にはごみのポイ捨てではないけれども、洗濯機を本来なら個人でお金を払って廃棄処分をするべきところを、そこらへ捨てると同じように、ペットもお金がかかりますから、今度はそこらへちょっとぶん投げておけばということをそういう方向性をどういうふうにとめるかとか、そういうことはこの担当として非常に気を使っている、そういうことが起こらないように。ただ、なかなか有効策が多分そういうのだったら打てないだろうとか、やはりだんだん殺伐とした世の中に対して、問題点が非常に多くなってきているというのは事実であります。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 今の市川さんの関連というか、犬の関係ですけれども、先ほどの話からするとお聞きしている中で、新規ということですが、これ館林の斎場の管内の裏側に焼却炉ありますよね。そこは受け入れないわけですね。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 民間のでしょうか。

[「そうじゃない」と言う人あり]

○環境係長（星野一男君） 館林市の。

[「市の」と言う人あり]

○環境係長（星野一男君） 市のほうは、先ほどご説明の中ちょっとお話ししたのですけれども、館林保健事務所も中に入っていて、明和、板倉、館林で担当レベルで検討したのですけれども、許容量がいっぱいであるということもありまして、お断りされております。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） いっぱいなのですか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 館林の意見としますと、市の犬猫でいっばいと、明和、板倉の分はないということです。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 先ほど冷凍庫へ、それは別に10頭とか20頭まとまったら届けるとかそういうかわいそうなものあるけれども、そういうので1カ月1回とかそういうのではなくて。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） こちらの新規事業でございますか。新規事業につきましては、今の話いつ死体が転がっているのかわかりませんので、10頭、20頭集まった時点で民間業者に委託しまして、民間業者のほうで板倉、明和経由で2町まとめた回収をしていただくという形の事業費となっております。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 新規の場合ですと、一応予定は200件、5キロと。たまたま犬が10キロ以上だった場合、200頭いたら倍になりますよね、例えばの話ですけど。そういうときも、それは補正かなんかとするでしょうけれども、その辺の考えは。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） こちらの金額につきましては、200頭で平均で3キロから5キロというところで計算しております。先ほど実績で140頭程度ということでございますので、議員さんが心配されたもし大きな大型犬が何件かいたとしても、とりあえずは今回の予算で大丈夫かと考えております。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 秋山委員長が笑っているようですけれども、何かくすくすと。大事なことなのですから、先ほど今話したとおり私の犬ももう少しで四十九日なのですけれども、今日亡くなって電話入れたら、大丈夫ですよ、明日何時にとということで受け入れてくれて、12キロぐらいあったので1万円が200円おつりが来て、9,800円だったのです。そんなに込んでいるような様子はなかったのですけれども、そういう中だと思っただけで、今お聞きしたのですけれども。ですから、例えば10キロ以上本当にあれになったらどうかということも経験上の中で、何も知らないで質問したのではなくて、経験上自分の家庭も先ほど町長捨ててしまうなんてかわいそうだよ、自分ちの10キロ以上犬を庭先の道路なんかは。それはないと思うのですけれども、ですからそれを今新規事業でお聞きして、経験があったから聞いたのですけれども、そういうことなものですから、できれば安く1,250円ということは安いかわからないのですけれども、安いかと思うのです、まとめてだから。ぜひかわいそうな犬はやはり葬って優しく、ごみではないでしょうから。一応そういうことで質問をしたのです、関連があったので。

以上です。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

野中委員。

○委員（野中嘉之君） 公共下水道を除く合併浄化槽の普及率、設置率というか、これまでも毎年60基前後の浄化槽を設置してこられたと思うのですけれども、新規、新しくうちを建てた場合はほとんど浄化槽を設置されていると思うのです。ただ、既存の住宅で、今ポットン式の人はいないか、何でも。いずれにしても把握していることで結構なのですけれども、どの程度その設置率がなされているのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 平成26年3月31日現在でございますが、世帯数が全体で5,333世帯ございます。そのうちニュータウンの公共下水道が831世帯ございますので、それ差し引きますと4,502世帯ということになります。そちらが合併浄化槽の対象区域ということで把握しております。それでいきますと、ニュータウンを除きますと約59%が合併浄化槽という形で普及されているというふうに把握しております。4,502世帯の内訳といたしまして、くみ取り槽が485世帯、単独浄化槽が1,381世帯、合併浄化槽が2,636世帯ということで、先ほどの合併浄化槽につきましては率という形で把握しています。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 新しくうちを建てられる方は、今言ったようにほとんど設置されていると思うのですが、最近の補助している中で既存の住宅で古い建物と申しますか、そういうもので希望されている合併浄化槽を設置に切りかえているとかそういう件数というのはどのくらいあるのですか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 補助事業で申し上げますと、転換という形で補助対象となっておりますが、平成23年度から平成26年度今現在3月初めまでなのですけれども、申し上げますと、121基転換ということで設置しております。特に最近増えておりまして、25年度が28基、本年度26年度が34基という形となっております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 非常に浄化槽の設置補助ということで59%まで設置率が上がってきたということなのですが、さらにやっぱり水質浄化も含めて考えますと、既存の建物についての転換と申しますかそういうことについて普及と申しますか力を入れていただけたらと、そのように思うのですけれども、何らかのそういう未設置と申しますか、転換されていない方に対するPRと申しますか、そういうものも少し力を入れていただけたら、そのように思うのですが。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今福知係長のほうから、一番問題は、例えばポットン式はいわゆるくみ取り式についてはくみ取って持って行って組合のほうでしっかりと浄化して放流するという形ですから、形式的には遅れている処理ですけれども、これは一応はライン上にちゃんと乗っているのです。さっき言った1,380世帯について、これがいわゆる旧の一般浄化槽とかそういうことだよ。これがやはり一番指摘されるように問題だと思っております。これが先ほど増えてきて1年間に30か所から35ぐらいか。そうすると、1,300世帯を30、40で割ると40年も例えばかかるわけですが、計算上。だから、やはり一番これがそのまま側溝を通して個人個人でどんどん流しているということになるのですけれども、それらの規制もあるのでしょうか、とりあえず指摘のとおりです。だから、ここら辺に何か力をポイントを当てていかないと、水質浄化に直結しないということになるのだらうと思っております。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 下水道も水道も両方とも消費税を払っているのですけれども、下水道は非常に見やすいのですけれども、水道事業の消費税のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、県から購入している水があるでしょう。ああいうのなんかは消費税払っているのですか。県から1億円ぐらい水買っているでしょう。そういうのとか、今度は5%が8%に上がって、売り上げ3億円ぐらいありますよね。それに対して消費税は受け取っていて、既に支払い分と差額はここで消費税払っているのでしょうかけれども、この中身はどういうふうになっているのか、概算でいいです、ちょっと説明してみてください。その結果、この金額なのだというような。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） ただいま消費税のご質問でございますが、ご指摘のとおり県から約1億円

程度、今少し価格は今年から……

〔「消費税を払っている」と言う人あり〕

○上下水道係長（福知光徳君） 消費税は、ちょっと確認したいと思うのですけれども、たしかかかっているというふうに把握しております。

〔「消費税込みで買っている」と言う人あり〕

○上下水道係長（福知光徳君） はい、そういう形で。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 県水につきましても、単価に消費税を加えた価格、今118.8円、消費税込みで購入しているという状況です。

〔「60万円ぐらい消費税は払っているわけですけど、町は3億3,000万円売り上げあるのだけど、見ていると」と言う人あり〕

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 詳しいちょっと資料が今手元になくて申しわけございませんが、おっしゃいましたとおり売り上げで入ってきた消費税から支払った分、水道の工事代ですとか、大きなもので申し上げますとやはりそちらも1億円以上ございますので、そういう部分の支出ですとか、あと非課税という部分も負担金ですとか補助金ですとかそういう部分もございまして、その辺を差し引いてちょっとシステムで計算しているものですから、計算した上で60万円程度というふうな納付という形で出ているということで把握しております。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 県水とか水道の布設工事費とかそういったものが大きなものでしょう。そうすると、3億円ぐらいいってしまうのですか、それ足すということざっと。いろんな維持管理費なんて業務委託したり何だりするから、3億円くらいいくわけか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） おっしゃるとおりでございます。来年度の収益という形で損益計算書のほうで申し上げますと、利益が35万円程度の見込みということでございますので、歳入歳出がほとんど均衡しているような会計となっております。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 前年度予算でいくとこれ50万円の予算になっているのです。今年度は61万円というから、10万円ぐらいしか変わらないのですけれども、消費税去年は途中から上がったわけか、消費税が4月から。わかった。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

今村委員。

○委員（今村好市君） 今年度予算額、じんかい処理費なのですけれども、約2億1,200万円ぐらい全体で予算計上されているのですが、そのうち契約の関係なのですが、じんかい処理費については特命随契的な契約が非常に多いのかなと思うのですが、じんかい処理費の中で前年度実績でも構わないのですけれども、特命

随契で、総体予算の2億1,000万円ぐらいなのですが、どれぐらいの金額が何件ぐらいの契約で、入札以外の特命随契で契約されているのか、また今年度についてもどれぐらい契約を見込んで予算計上されているのか、わかりましたらお願いします。概算で結構です。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今の特命随契という話での関係でございますけれども、資源化センターの修繕費の7割、8割が1社随契ということでお願いしている形のものが大半です。それと収集運搬業務につきましては、見積もり合わせをしまして1社と契約をしているという状況です。細かい金額はちょっと手元のないものですからわかりません。

○委員長（荻野美友君） 今村委員。

○委員（今村好市君） そうしますと、1社の特命随契でやるのですけれども、契約は1本でやる話ではないと思うのです。その都度例えば機械が故障したとか、全体の管理運営費については1本で契約はできるのでしょうか、その都度契約するものも結構突発的なものがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺のなぜこれを聞くかという、以前事務処理上問題があつてなかなか契約がうまくいかなくてずれ込んだということがありましたので、その辺のチェック機能がどうなっているのかなというのも含めてちょっとお尋ねしたのですが、その都度の契約についてはどういう対応をしているのか、課長、どういう事務処理でやっているのか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今係長からもちょっと説明させていただいたとおりなのですが、資源化センター施設につきましては、かなり特許を含んでいるということがありまして、特殊的な製品を修繕する場合というのはどうしてもその専門業者、設置と管理している日本リサイクルマネジメント、こちらにお願いするしかないという項目が大変多うございます。そういった形では内容を見積もりとりまして、担当としては細かくチェックしていきながら余分と思われるものを外し、また同じ見積もりにつきましても幾つかの案を提出させながら極力経費節減を図りながら修理進めているという内容があります。また、同じ資源化センター施設の中でも日本リサイクルマネジメント以外に発注できる内容もあります。建物の修繕関係などはその1つかなというところであるのですけれども、そういった場合には町内の業者等も含めた形で見積もりをとりまして、一番安価な業者に出しているということで進めております。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 今村委員。

○委員（今村好市君） 特殊の機械については、やはりなかなか担当のほうもそれが適正価格かどうかというのは難しいところあると思うのです。それは多少やむを得ない部分あるのですけれども、やはり1社特命という業者が見積もりしたものをなかなかチェックできないというのがある部分あるのではないかなと。その辺について非常に難しさはあるのですけれども、やはりできるだけ担当も勉強していただいて、その辺のチェックはきちんとやっていただくことがやはりいいのかなと。あと何年でもないのですけれども、特に額が大きいものについては非常にチェック機能がなかなか働かないところなので、難しいところなのだと思うので、その辺事務処理上も含めてよろしく間違いのないようお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） ちょっと説明が大ざっぱ過ぎたみたいなのですがけれども、日本リサイクルマネジメントこれでないといけない機械の中で、先日修理いたしましたのが破砕機、町民がごみ袋で出したものを、その袋から細かくする機械なのですけれども、こちらを改修したのですけれども、全く新しくする見積もり、それと板倉と同じ施設を持っていたのが野木町にあったということで、そちらが何とか使えないだろうかと、しかも持っていくについてオーバーホールは当然必要だと。また全部が全部、オーバーホールする中でも一部は新しくしなければならぬだろうとか、細かい点とにかく担当としてわかる範囲で業者に確認しまして今回修理したというのがあります。今後につきましても、当然プロではありませんから、どこまでチェックできるかというのはあるのですけれども、見ていきたいというふうには考えております。よろしくをお願いします。

○委員長（荻野美友君） ここで休憩したいと思います。

再開は10時30分といたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 上下水道の歳入なのですけれども、2ページ、下水道使用料、単純な疑問なのですけれども、予算額4,600万円、前年当初額4,600万円、前年実績額4,600万円、同じなのですが、その中の内訳の中でアパート307件、一般住宅824件とありますけれども、これの要するに27年度の見込みの関係なのですけれども、早く言えば積算ですけれども、この件数は前年と比べてどうなのでしょう。下水道使用料、アパート、一般住宅、件数その積算根拠、特に件数、前年と比較して。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 全体の件数につきましては、例えば一戸建てについては増えるはあってもそうそう減ることはありませんけれども、アパートについては当然入って出ていたりということが多いものですから、そこら辺ある程度推測した形にはなります。今回について、アパートが307件、一般住宅について824件等々で計算しております。今申し上げたとおり出入りというのをある程度考慮した形で数値については設定しております。

〔「積算根拠はあるのか」と言う人あり〕

○環境水道課長（荻野恭司君） 少し大ざっぱな見方にはなりますけれども、今申し上げたような計算で数字出しております。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうすると、アパートは307件とあるけれども、若干増やした。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） アパートにつきましては、昨年が301件で見させてもらっていますので、6件ほど増えるかなということで計上させていただきました。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） もう一つの一般住宅はそんな増えていない。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 昨年予算計上時には833件一般住宅は計上しておりました。今回が824件ということで、9件ほど少なく計上させていただきましたが、これは実質的に増える見込みで去年は予算計上したのが、なかなか増えなかった。1つが、ヤマダ電機ですか、そこら辺が増えるだろうということで去年は833件ほど予定したのですけれども、なかなか入居されないということがありまして、そこら辺も加味した形で今回は824件を計上させていただいたということでございます。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと去年が833件、要するにこの時点でちょっと大きく見積もり過ぎたという話ね。今回はある程度実績ではないけれども、そういうのを加味して824件という形で出したわけですね。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） はい、そのとおりであります。今もちょっと申しあげましたけれども、去年は大分ヤマダ電機が一生懸命営業されていたということがありまして、それを含めた形で予算計上していたのが、なかなか売れていかないということがありまして、今回はちょっと抑えた形で見込みさせていただいたということでございます。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 環境系の28、29ページにわたるところです。前にも聞いたことが多分あったのかなと思うのですが、基本的に収集運搬業務ということで入札制度をとられていると思うのですけれども、先ほどの説明の中で値上げの要因が幾つか示されたような説明があったのですが、25年度2,500万円だったのが、26年度で3,100万円、約500万アップ、本年予算がまた3,400万円ということで108%の242万円増額という形できておるわけですが、毎年かなりの勢いで伸びてきているわけですが、増額が。その中で、先ほど県とかどうのこうのとか、いわゆる積算根拠を示されたということなのですかけれども、県とかその指導ですかその内容というのはどういう内容で来ているのでしょうか、まず。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 先ほど県の指導の関係でございますけれども、一般廃棄物収集運搬業務について、県が示しております労務単価とか、損益表とかという表はあるのですけれども、その中で現状と見合わせた中で県のほうで例えば作業員であれば1日当たり幾らと、それが労務単価等が毎年毎年上がっていると。その単価を使ってこの収集運搬業務の設計をしているものですから、当然1日当たりのその作業員の単価が上がれば、掛ける収集日ということで必然的に上がっていく。あと損益表のパッカー車とか平ボディの2トントラックの損益に係る単価表も毎年上がっておりますので、それもあわせて毎年上がってしまうという形になっています。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そういう積算根拠で行政側がある程度の設計を立てるわけですがけれども、これは

入札制度をとられていますよね。何社が入るのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 26年度につきましては、町内業者3社を指名させていただきました。入札により一番安価なところと契約という形になっております。27年度につきましても、2社指名をさせていただきました。現在進めているところでございます。27年度につきましては、3社指名したのですが、1社辞退しましたので、実質2社でただいま進めている状況でございます。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうしますと、27年度のこの予算設定に当たっては2社の入札と。それで、町の設計金額とこれはどのぐらい差があったのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 請負比率にしますと約75%ぐらいの比率になっております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 75%、概算で。基本的に県のいわゆる単価設定云々等含めてそういうものも業者には流れているのですか。そういうものは加味して業者さんというのは設計をされてくるのですか。その辺は、どんな状況で業者さんサイドというのは見積価格を設計してくるのかおわかりでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） さっきの労務単価等につきましては、県のホームページで誰でも見られるような形になっておりますので、業者さんが見ようと思えば見て設計書の空欄のところに入ればある程度の金額ははじき出せるものだと思います。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 環境の関係ですけれども、ページ8から9、歳出ですね、今までもそうなんですけれども、27年度、わかります、ページ8、9。

[何事か言う人あり]

○委員（黒野一郎君） そうです。それが9ページにも書いてありますけれども、合計25万8,000円、平成27年度につきましては、その業者、会社委託するわけですけれども、それは予定として名前が出なければいいですけれども名前は、3コースありますよね、13のところの下に水質検査のところ。これ回数は1回ぐらいですか年間、何カ所か、委託するわけでしょうから、まだ予定わからなければいいです、簡単で。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今の質問でございますけれども、13節の湖沼水質検査委託料の7万円が年2回、それと2番目の河川等公共用水水質検査委託料につきましては、事故等があったときの委託料となっております。3番目の工場排水分析委託料につきましては年1回実施をしております。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 工場は1回だけなのですね。わかりました。以上です。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 下水道事業について、町長見えているのでせっかくですのでお聞きしたいと思うのですが、下水道施設も間もなく20年になろうとしています。この20年間で庁舎2つ分ぐらいな一般会計からの補填をして、今後これも今の状況を見ていますと永遠にと言っては大きいですけれども、半永久的にこの赤字の補填を続けていかなければならぬというような状況にあるのは誰でも知っているわけですが、それで今当面20年になろうとすると、またいろいろ改修とか補修とかそういった面が次のまた新たな負担がというか支出が増えていくと思うのですが、現在本体だけではなくて、今地下に配管されている、布設されている管とかあいつたもの問題は今のところは発生していないのですか。この間4年前地震なんかもあったのですが、あ那时的問題は別として、今ちっちゃな問題でも何かそういうふぐあいか何かそういうのは出ていないのか。そして、そういうのはまだ補修費として今のところ計上されていないようなのですが、今のところはまだ大丈夫なのですか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 議員さんがおっしゃっていただいたように、下水につきましても処理場施設並びにニュータウン地区内に張りめぐらされており管路施設こちらも老朽化の心配はあります。その状況ということで申し上げますと、26年度につきましては職員の目視点検、各マンホール関係になるのですが、これ目視点検をやりまして1カ所漏水している、要は地下水がマンホールに流れ込んでいるところを発見しております。細かくは業者のほうに調査をさせまして、漏水発見が早かったということがありまして、安価に修理を実施しております。約60万円程度。要はマンホール当然現地で施工していくというの2次製品、つくったものを地下に入れて組み立てていくという方式でありますので、重なっている部分がある。そこから地下水が入り込んでいたというのがありました。その部分を少し削りまして、止水剤で修理したというのがあります。当然ほっぽっておいてその漏水量が増えていく、当然穴が大きくなって増えていくということになれば、場合によってはですけれども、本当に最悪の状態もう一度作り直さなくてはいけないということも当然考えられます。そうするとやはり数千万円かかるという場所中にはあるのかな。深いところだと10メートルとか15メートル深いマンホールもありますので、当然そういった費用が必要だと。ただ、今回につきましては、職員が目視点検を進めていく中で発見し、早いうちに修理できたということがありまして、安価に修理ができたというのがあります。今後につきましても、なかなか全部が全部見るというのも難しい話なのですが、極力職員が点検していきたいということでは考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 私が聞いているのは、そういう細かい個別の話ではなくて、それは1つの例なのでしょうけれども、それはいいのですが、耐用年数とかそういうのは一応基準があるのでしょうか。そうすると、そういうのがこれから幾つも発生してくる可能性が見込まれるわけですね。そういうことを踏まえてどうなのですかと聞いている。本体の設備なんていうのはわかりやすいと思うのです。何かあるでしょう、難しい基準があって、耐用年数になったらあれ交換しろとかあれどうしろとかというそういうのがあるのだと思うのですが、それと今答えたように目に見えない布設管の問題とか、今言ったように場合によっては1カ所数千万円もかかるかというそういうの見込まれるなんていうと、これから地下にあそこ相当の距離が布設してあるわけだから、いろいろ問題が発生していく可能性もあると。確かに下水事業というのは

町を潰すような事業だとよくいろんな言われています。前橋へ行ったら、小山市へ行ったら、みんなこの下水の赤字で苦しんでいるので、板倉だけではないのわかるのですけれども、特に板倉の場合ですと非常にわかりやすいのは、ニュータウンの利用者というか使用者が見込めない限り赤字の減額、あれが増えても赤字は続くと思うのですけれども、この赤字解消策はあそこの人口というか使用者を増やすしか策はないわけですけれども、今その策も非常に絶望的なぐらい状況にあるわけですので、するとこれ永遠に赤字を補填していかななくてはならない。町長がよく心配しているのだけれども、厚生病院の負担だとかあんなものよりこっちのほうがよっぽど大きなこれ負担で、一番の町のお荷物というかなっているわけで、かといってでは策あるのかというと、これ今のところはないでしょう。すると、永遠にこれはもうお荷物として町がこれを面倒見ていかななくてはならないと。

私がちよっと今近所なんか選挙の関係で回っていると、とんでもないことを言っている人もいるのだ、ニュータウンの人で。ニュータウン外の人には下水代を払っていないらしいけれども、どうなっているのだなんて。私もうやぶ蛇になってしまうよ、そんなこと言ったらと。ニュータウンの人だけが、ほかの人が負担した赤字補填して面倒見てくれているのですよと。そんなことを自分勝手なことを平気で言う人もいます。何か話によるとニュータウンの人だけが下水代を払っているらしいけど、おかしくないかいと。

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） だから、そんなことは逆だと思うと、ほかの区域の人は負担していないのだと、そんなふうな人もいますので、やはりこの辺のこと、赤字のことももうちょっと昨日もちょっと言ったわかりやすい予算書だとかああいうのにむしろこういうものを知らせる必要も私はあるのだと思うのです。受益者負担になっていないのだと、現実には。だから、この解決策というのはないと思うのですけれども、だから一番のこの赤字の軽減を図るのは、あそこに住宅を増やしてもらうしか策はないのです。それで解決はしないのだけれども、少しは赤字幅が減ってくるというぐらいだと思うのですけれども、その辺については事務方でもこれは環境課だから難しいと思うのだけれども、町長せっかくだから、何か企業局等にプッシュして策を講じてもらうように圧力かけてもらうしか方法ないと思うのですけれども、何か考えてもらえますか。昨日の話ですと、あそこにでっかい産業用地にえらい何か施設が来るのではないかと期待もあるようなのですけれども、それはそれとして、何か考えありますか。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） とりあえずご指摘のように致命的な、ですから大きな夢を見て取り返しのつかないことになってしまったということを、板倉町の住民は、あるいはその当時の進めた方も、大きな夢を見ればいいけれども、取り返しがつかないのですよということなのです。先ほど言いましたように、私もびっくりしたのです。要するに水道と下水道というのは論理が逆ですから、中へ圧がかかって上水道の場合は外へ水が噴き出るので。噴き出ることによって経費をかけた水が浪費をしまして損失が出るという論理ですね。下水道は、穴があいても極端に言えばそこへ外から地下水が流れ込むということで、多少電気代やモーターは回りますけれども、損益を考えれば極論を言えば直す手間より、水が入ってくる多少しみ込んだって末端にきれいな水が入り地下水が入れば下水そのものは薄まっていわゆる浄化の作用もするのだから、この間も直すなと言ったのです。それもしかもしかも地下10メートルも掘った深いマンホールなのです。それは言いかえると人間が入るにも一酸化炭素中毒で入った途端に死んでしまう可能性もあるということで、下のほうま

でそういう検知機までおろさなくてはならないような危険な作業もあるわけですね。そんなことやらなくたっていいと、マンホールがさびたって何だって論理的に全く逆なのですからという話はこの間笑い話でしたのですけれども、例えば配管に下水管にしたって、上水道の水道の管どころではないのです。10メートルもだって下を掘るのですから、もう要するにはっきり言えば補修だって何だって莫大な銭がかかるに決まっているのです。しかも膨大な計画が西地区まで巻き込んだ要するに1万2,000人のまちづくり、現実には5,000人のまちづくりに私が就任する前になっているわけでしょう。ですから、もう採算も何もないと思っています。結局はそれを埋めるためには、経費がこれからどんどんかかりますから、補修費が出ていますから結局は町として所得を上げる、損失はもうずっとそこは出るわけですから、それをとめる方法は基本的にはないと思っています。だから、所得を上げてその余力で常に起こるいわゆるマイナス面を補修していく、手当てをしていくという論理きりないと私は単純に考えれば考えています。

そういう流れの中で、住宅販売等々についても微細なものだと思います。だって、もともとが1万2,000人のまちづくりのための浄化槽施設が、しかもそれは範囲を広くしたがために拠点をうんと勾配をつけるために深く置いているのです。ですから、直近では10メートルとか8メートルとか莫大な深さなのですから、それを町の水道であればちょっと水道屋が掘って1メートルか30センチのところへ水道管の布設がえを、石綿管の布設がえというのができますけれども、全然論理外なのです。そういう町の計画の根本のなるところをいっときの夢を見てやったところにもう、だから私は、合併推進論というのはそういうところからも考えているのです。ですが、非常に難しいと、これは合併の論理にもなりますですが、その当時の板倉町の方々が責任をいかに考えているかということも本当は言いたいのです。理想論ばかり言っていてということも含め、答えはないです。青木さんの今の話に対して企業局に、今の企業局なんかそういう現状を承知していながらも、どんどん、どんどん手を抜いて、幾ら言っても手を抜くわけです。なおさら県の持ち物であるから町の自由にはさせないというような傾向は強くなっているし、そういう意味ではぜひ町長といわず皆さんのお力をかりて、極論を言えば当時計画をなされた方々も議員さんでもまだおられるわけですから、その責任上でも進めていただきたい。そういう問題をいかように処理するのかという、私としては非常に厳しい状況にあるというふうに思っております。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

まとめて質問してください。

○委員（青木秀夫君） ですから、過ぎたことをほじくり返してどうのこうの言っても、言葉は悪いけど死んだ子の年数えてもしょうがないのだから、前向きに見てどうするかという現在の今の視点でいい方法を考えるとすれば、策としては地主の県企業局に頼んで少しでも何か下水道処理場ではなくてあそこを売ってもらえれば住民が住みつけば固定資産税もほかの面から入ってくるし、住民税も多少入ってくるし、そういう面では下水道の問題だけではなくてほかのほうから収入を増やすという形で考えれば、あそこに家を売ってもらうとか住んでもらうという策を考えるしか、それしかないわけですから、できるだけ町からも企業局にいかにあそこを埋めるかということを真剣に考えてもらおうと、それしか策ないと思うのです。それが結果的には下水道の使用料も上がるし、赤字はそれは全額埋められないでしょうけれども、ほかの固定資産税とか住民税とかそういったもので多少はカバーしてくれるということにもなるわけでしょうから、ぜひ企業局のほうに全力を挙げて働きかけて、あそこを早く1軒でも2軒でもうちが埋まるように。去年なんかだ

って1桁しかうち増えていないのしょうから、こんな状況だとこれはもう永遠に本当に解決しない問題ですから。

それと、もう一つ課長に聞くと、今言った下水管の布設というのは物すごくコストが高いのしょうけれども、耐用年数ってどのくらい見ているのですか。概算でいいです。何年くらい見込んでいるのかと、概算でいいです。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） コンクリートの構造物につきましては、耐用年数50年という形で考えております。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 例えば今初谷の地先の東北道にかかる早沼橋というのですか、あそこなんかも空間に出ているから、コンクリートの場合はさらにその疲弊率が高いということで、国から指導でこの時期にやっているわけですけれども、東京都ってみんな下水道でやっているのですから、そこそこ例えばそういう一般論で何十年というものよりはかなりの長寿命化は、地中に埋まっているわけですから。それにしても、いずれにしてもそういう意味では今年も例えば板倉町の力ではニュータウンを1戸増やすにも補助金を出せないとか、非常に難しい問題もあったのですが、国からお金が偶然今年も。ただ、それが認可されるかどうかわからないですけども、ニュータウンの購買者に限り町も単独で30万円ぐらいでも何とかつけて、1年に30戸でも40戸でも増やそうというそういう、本来であれば10年前ではそんな政策はとれなかったと思うのです。ニュータウンの人の不公平感とかいろいろとか。あとは企業、住宅用地そのもの、住宅ももちろんできるだけ売のような施策を、わずかながら売っているわけですが、あとはやはり今おとといか昨日の話の中に出ましたけれども、いわゆる北側の1区画住宅整備がしてあるあそこは水面下で今もう企業用地に転換すると。あれにも10億円もかかっているのを、10億円なんてものでは、だって20年たったって、30年たったって住宅地なんかでは売り切れないよと、このペースでいけばということで、それは管理者もようよう納得して、極端に言えばでかい会社が1つ来れば埋まるわけですから、という論理でできるだけ私としてもこの間などは太陽光の関係で海老瀬の区長さんが一緒に行っていましたけれども、かなり激しいやりとりで、例えば地域の住民の皆さんが欲しいと言っているものをぜひつくっていただきたいという、前に1回却下されたわけですけれども、ということも含めかなり管理者とも顔色を変えるぐらいのやりとりも時にもしなくてはならないということも加え、できる限りのことはやっているつもりであります。一般論で、県の企業局はもうかっているのだから、ほかで。だから、ここは何とか整理してくれというようなことぐらいの論理では、とてもではないが動かないという感触はしております。できるだけ私自身も自分の任期中精いっぱい、そういう意味では頑張って町のために奉公したいというつもりで毎日日々精進しております。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 環境係の27ページになります。不法投棄についてお伺いをしたいと思います。この不法投棄には、やはり廃ビも含めていろんなものが不法投棄をされているのですけれども、当然不法投棄された場合には町の予算の中で処理するというので計上されるわけなのですが、缶とか小さいもの

ったら地主さんとかあとは目先の場合はおのおので処理するのですけれども、やはり量が多くなったり、例えばで廃ビの場合は非常に困ってしまうわけなのだ。燃せないとか、また処理に困るということで、どうしても町のほうに来るのかなと思うのですけれども、やはり不法投棄といいますか、ビニールなんか特になのですけれども、燃やすこともできないしということは、トラックへ載せて大体1カ所に集まるというか、捨て場になっていってしまうということなのです。ですから、どこでも捨てるというのではなくて、やはり捨てやすい場所に集中する傾向もあるなと思うのですけれども、それに対して当然立て看板なんか時折見かけののですけれども、やはりそうしてもなかなかとまらないといいますか、1人の方が捨てると、追って次の人、次の人と増えていってしまうという傾向なのですから、ある程度町としても対策もとっていかねばならないかなと思うのですけれども、それについてどんなふうに対応していくか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 不法投棄につきましては、職員ですが、毎週重点地区ということで町内をパトロールしております。それが啓発活動にどこまで伝わっているかちょっとわからないのですが、できる範囲内でやっております。それと、先ほど看板等ということで、捨てやすいところには看板等も設置しております。そんな形で不法投棄されないような形の対策としてはやっております。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 不法投棄も含めてですが、今板倉町では利根川不法投棄されやすい場所ということで、河川敷あるいは堤防、あるいは休耕地等々も含めてあるわけですが、利根川については例えば飯野—麦倉線に付随した全ての行政区の皆さんが、場所によっては全区民、場所によっては役員さんというさまざまなその地区の性格によって出てきれいにさせていただいております。さらに、谷田川のクリーン作戦についても、そういう不法投棄も含め防止策ということと啓蒙も含めさせていただいております。これにも南の行政区さんも出てくれています。あるいは、西のこのラインに付随する行政区さんは全部出ております。北は例えば渡良瀬川のクリーン作戦というのもありまして、それについては北部の藤岡線に隣接する行政区が出ています。今年今指示をしているのですが、これはこの課ではありません。都市建設課で考えよということを行っているのですが、いわゆる粕谷から石塚にかけての行政区、雲間も含めて、あるいはニュータウン、あるいは細谷の前の7区からずっと横に行っている4区まで、この行政区さんについてはそういうクリーン作戦をやっていただいているという点がございまして、板倉町で比較的最近先ほど続けているところは地味な活動のおかげでその割にはきれいになってきている。でも、やっていただくたびにたまげるほどのいわゆるごみも出るわけですが、板倉町で今問題になっているのは、多分藤岡を通過してこちらへ館林のほうへ通勤なされる方がポイ捨てをして、いわゆる田んぼのあれちょうど何号線だかわかりませんが、細谷の前の1本とあとは3本ぐらい、そこら辺を、あとは高速の付近ですよね。高速の付近については、境界線がある関係で館林との、館林分が非常に手がつけられないという実情もありまして、館林には常に要請しているのですが、いずれにしても町民の皆さんがみんなそれぞれ努力をしているということを考えると、その努力を要請していないのが今言った行政区でも4区から7区、あるいはニュータウンさん、あるいはこちらの西地区で27、26から29区までかな、ここら辺の方に今言った俗にいう大新田の全体の田んぼの区域をどういう形かにして年に一、二回ほかの地区と同じような位置づけでやっていただくことで執務の公平性、そういう執

務の要請と自分のボランティアと、あとは要するにイメージとして町はみんなできれいにするのだよというイメージをつくり上げようということで、もしかすると3月の議会にそれもそういう新しいクリーン作戦をするということも提案できるのかどうか、3月というかこの次の協議会か。そういうようなことで、やはり拠点ができるそれが山になり、今延山議員が指摘した不法投棄につながって山になっていきますから、その最たるものが、捨てるにお金がかかるものがどんどん投棄されると。一般的な不法投棄というのはそういうことを言っているのでしょうけれども、板倉町もそういう意味では思わぬところにぽっかり穴があいていると、そこをやはり非常識な住民の皆さんが自分の生活用のごみをぼいぼい、ぼいぼい捨てて、農業委員さんとか特定の役員さんが、今の話も役場の職員がということで、特定の人だけが骨折り、そういうものを何とか解消すべく今一生懸命指示と知恵を出しているところであります。そういった取り組みも考えているということを前提に、次の質問があればどうぞということであります。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 今の町長の説明は十分理解ができるわけなのですがけれども、町民全体の盛り上がり、そのボランティアに参加する人は、やはり大変な思いするのであれば捨てられないなというような気がするのですが、それ以外の例えば町外の人とか、それにかかわらない人というか、そういう人が意外に車の中から自分の手から離れればもう他人のものというような意識の中でポイ捨てもされる。この資料の中に例えば廃ビの処理とか廃タイヤ、例えばペンキ、薬、消化器というふうなことが載っているのですが、これどれとっても非常に高額な処理料もかかってくるということなのです。こういう挙がっているものというのは、車の中からポイ捨てではないのだ。多分恐らくねらって捨てるというか、物の言い方があそこへ捨てようということで、人けのないところとか、例えば余り目につかない夜とか、そういうところで捨てられるのかなと思うのですが、だから、そういう場所は徹底的な重点箇所としてピックアップしながら、ロープを張るなり、また警告の看板を上げるとか、これやはりそういう注意喚起をしていくということもいいことかなと思うのですが、捨てられればそれ誰かが処理しなければならないという、大変なところもありますので、行政とするとそういうことに関しては何とかここは捨てづらいなというような場所づくりということも考えていただければと、そんなふうに思います。

○委員長（荻野美友君） 答弁はいいですか。

ほかに。秋山先生何かありますか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（荻野美友君） 以上で環境水道課関係の審査を終了いたします。

ここで休憩したいと思います。

再開は11時25分といたします。

休 憩 （午前11時12分）

再 開 （午前11時26分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

続いて、会計課関係の予算の審査を行います。会計課からの説明をお願いいたします。

山口課長兼係長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） それでは、会計課の説明をさせていただきたいと思います。会計課は、日々の出納、現金の出し入れというものがほとんどの業務ですので、予算上は大きなウエートを占めているということではありませんが、内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、予算書の45ページをお願いいたします。45ページ、一番上になるのですが、歳入の関係でございます。20款2項町預金利子ということで、説明にありますように歳計現金の預金利子の収入ということで20万円を見込んでおります。こちらにつきましては、歳計現金これは一般会計それから国保特会、介護、後期高齢、下水道等いろいろ特会がありまして、そちらの利息こちらについて予算化をしております。年間通して大体10億円ぐらいの額で推移するというものでありまして、基本的には普通預金ということでもありますので、0.02%ということで20万円というもので歳入について計上させていただいております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。ページが62、63ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費の4目会計管理費でございます。本年度予算は65万1,000円ということでありまして、昨年に比べまして1万円の増ということでもあります。内容につきましては、その右の63ページでございます。会計管理事業ということで、まず旅費であります。これは各種研修旅費ということで1万円を計上させていただきました。それから、需用費につきましては消耗品が2万円ということです。それと印刷製本費こちらが3万3,000円ありますが、こちらは決算書、こちらについては決算の用紙は直営で職員のほうが全て印刷をするのですが、それを製本すると、こちらについては委託ということでありまして、105部を作成ということで見積もりをいただきまして3万3,000円、1部当たり307円というような相当でございます。役務費でございます。こちら手数料ですが、口座の振りかえ等の手数料ということで、こちらは指定金融機関と群馬銀行を初め収納代理の銀行、それからゆうちょ銀行、こちらで口座の引き落とし依頼を行っておりまして、そちらに基づく支払手数料ということで、昨年とほぼ同額であります。58万8,000円ということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 各課から来た支払いを会計課は支出するでしょう。支出した後の、ノーチェックで支払いしているのだと思うのだ。各課から来た支払い命令というかその支払いの各課から来たものを支払うだけで、その支払いは各課で課長なり町長なりがもうみんな承認したものだから間違いないのだというので、フリーパスで支払っているのだと思うのです。ただ、だからそういうだけで何のチェックもしていないのですか、ノーマークでただ右から左、来たら間違いがないのだと、正しいのだという前提で会計課としてはやっているのですか。

○委員長（荻野美友君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） まず基本的には、各課でこういう事業をやってこういうお金がかかる、こういう支払いをしたいという上で、支出負担行為をとって支出命令という形でいっていますので、基本的にはそれは間違っていないというふうには思っています。ただ、その書類が上がってきた段階で、一応請求内容それが款項目節に合致しているかとか、あとは金額が請求書と合っているか、それから振り込みの

場合は振り込み先が間違いがないかというようなことで、それはチェックを1枚1枚しています。ですから、日によっては本当に100枚単位の膨大な量にもなりますので、何もやっていないわけではなくて一応チェックしています。ただ、それで間違いがあった場合は、これが違うよというような話で直してほしいということで指導しています。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 間違いがあったというのは、どこでどういうふうに発見するのですか。例えば、口座が間違っていたら、振り込んだ入金届かないと、そういうようなときは相手側から、届かないのだからこれどうなのだというのわかると思うのですけれども、金額の間違いとかなんかはチェックできるのですか、相手先とか。

もう一つ聞いてしまうと、右から左にただ流すだけだったら、会計課としての役目というか仕事もないわけです。いろんな人が、間違いがあるという前提にいろんな機関があるわけだから、せっかく会計課はただ右から左に流すのでは、これはもう本当に非常勤の職員がやったって誰がやったってできるわけだけど、せっかく職員がいるのだから、課長がいるのだから、そういうものの全部ではなくても、その中からそういう問題点を発見するとか探し出すとかそういう仕事はやらなければいけないと思うのだ。ある担当課でチェックして、町長も判こ押したもののなのだから、もういいのだというのではなくて、念には念を押すということで、間違いを前提で世の中って仕組みできていると思うのです。そのためにいろんなところが人が判を押すわけなのだけれども、人が押してきたのだからいいのだらうというのでは役目を果たさないと思うので、少しそういうものも力を入れてやっていくべきだと思うのです。板倉町の場合だと、山口課長の聞いていると、前任者なんかもそうなのだけれども、お金に余裕があるから余り資金繰りのことも考えない、ただ来た金を右から左払うだけで、余り会計課としての役目を果たしていないというように感じているのだ、私見ていて。だから、少し力入れて役割をチェック機能を果たすようなことをして、間違いがさっき町長と野中議長がやったけれども、過去のことで間違い、世の中みんな間違いだらけなのです。だから、先のことなんてわからないのです。だから、余りその間違いを、過去のことを問うよりも、これからのことをどうするかということが大切なことから、その間違いを発見するように頑張ってください。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今青木議員さん言われましたように、会計課長は皆さんがどう思っているかわかりませんが、私は一番そういう意味では間違いを起こしてもらっては困ると。それは逆に言うと一部始終を日計、一日のお金の出入りまで町長が検査できるはずもないし、だから俗にいう信頼をしてこれは、だって毎日こういう分厚いこのくらいのものが上がってくるから、毎日ですから、日計表ということで。それを一々こうやっていたらそれだけで一日が潰れるぐらいですから、信頼。そのかわり、責任は重大であるということで、身をしっかりとそれは取り組んでいただきたいということで、就任も含め厳しくいつも申しわけないなと思うけれども、ただいわゆる課の職員が少ないとか、ある意味では皆さんがどう、皆さんというのは町民の皆さんも含めて、会計ポストというのはどういうふうに評価するかは別として、私は最も重要なポストの一つということで捉えておまして、指導をしているつもりです。

さらに、過ぎたことはどうでもいいのだと今会計の関連でおっしゃいましたけれども、でもやはり同じ失敗を二度と繰り返してならないというのは大前提ですから、その反省に立たなければ新しい出発は絶対にで

きないと思っていますし、そのために過去のことをどうだこうだということももちろん言う必要もありますし、それを踏まえて今後どう対処していくかということについては、過去の十分な反省がなければ、いい点ばかりを強調していたのでは出発はできないですから、原則は全て反省から始まるということですから、そういう意味では今の青木議員さんのそういう意見についても半分程度は譲歩します。会計については、おっしゃるとおりであります。

○委員長（荻野美友君） 山口課長何か。

山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 確かに青木議員さんのおっしゃるとおりで、基本的には上がってきた書類は最終的に会計課長が判こを押します。それで回すということになっていますので、例えば町長が先に判こを押したとしても、これがちょっと違うよという話は、そういう場合はきちんと訂正をするということにしておりますので。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そういうこと最後の関所なのだから、金が出る。だから、やはりそこは厳重にチェックすると。町長だってわからないで判こを押しているものもこれは数のうちだから当然あるわけです、世の中というのは。だから、誰かがみんな判、担当課で課長が押した、係長が押した、担当者が押した、町長も押してあると、だからもうパスだというのではなくて、それをなおかつその膨大な資料の中から問題点を探し出すというのは、それが仕事なのですから、ぜひ頑張って、大切な役目ですから、金支払うというのは、してください。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 今これ会計課かなどうかと思ってあえて質問するのですけれども、コンビニで水道料が払えますね。その払いに行ってコンビニさんでその受取書というか、払いましたよというのをコンビニさんがとっておくと思うのです。それを町で回収をするのかな、そういうのを回収をして、その回収するのは会計課が回収するのか、それとも水道課で回収をして処理しているのかなと思うのですけれども、ただそれが1点と、あとは結局コンビニですのでどこへでも払えるわけです。そうすると、回収するとなると広範囲にわたって回収をすることになるので、その辺はどうなのかなというふうにちょっと今思ったのですが、その辺もしご存じでしたら。やっていたらまたちょっと。

○委員長（荻野美友君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） コンビニ収納は町の場合の税金はまだやっていません。今水道のほうはコンビニ収納をやっていますから、そちらは恐らく取りまとめたやつでその手数料と引きかえにそういう資料をもらうということだと思います。詳しいところまでちょっと水道には聞いていないのですが、コンビニ収納については水道がやっています。郡内も邑楽町だとか大泉はコンビニ収納というのをやっている分もあるのですが、ただこれについては手数料がかなり高い、かかるのです。それで、200万円とか300万円とかかかるので、例えばそれによってどれだけ収納率がアップするかというようなところも踏まえて、ちょっとこれは検討すべきかなというふうに思っています。そういう状況でございます。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 以上で会計課関係の審査を終了いたします。大変お疲れさまでした。

ここで休憩したいと思います。

再開は1時といたします。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

続いて、健康介護課関係の予算の審査を行います。健康介護課からの説明をお願いいたします。説明は各係ごとに新規事業、重点事業を中心をお願いします。

健康介護課長、落合君。

○健康介護課長（落合 均君） それでは、お世話さまになります。午後の部、健康介護課の関係の新年度予算のご説明をお願い申し上げます。

健康介護課につきましては3係、介護高齢係、保険医療係、健康推進係の体制でございます。一般会計、後期高齢者特別会計、国民健康保険特別会計、それと介護保険特別会計の4会計の予算と事業を行っております。まず私から概要的な部分をお話しさせていただきます。

まず、昨年新聞等々をにぎわした呂楽館林医療事務組合の負担金の関係でございますが、平成27年度以降の構成団体の負担金、出資金の負担割合の見直しを26年度に行って、27年度以降の負担割合を検討するというようになっておりましたので、その内容について概要をご説明申し上げます。

まず、一般会計の予算でございますが、これが組合議会それと高等看護学院の経費が中心となります。こちらにつきましては、これまで国勢調査の人口割で1市5町で負担しておりました。また、企業会計、病院関係の経費でございますが、こちらにつきましては利用者割、患者の利用率をもとに負担を算出しておりました。昨年のああいっただ経緯もございまして、管理者等々でご協議をいただいた中で、27年度以降につきましては一般会計と企業会計、組合議会、高等看護学院、病院経費についても全て利用者割で統一しようということにまとまりました。基本的には館林が73%を負担して、残りの27%を5町が利用者割。今回27年度から29年度向こう3年間の負担割合につきましては、平成23年度から25年度の3年間の平均の患者の利用率をもとに負担割合を出すというようなそういった形で、3月26日に組合議会が予定されておりますが、議会に負担割合等も含めまして提案をさせていただくような予定となっております。

次に、介護保険特別会計でございますが、本定例会におきまして計画、条例の関係、もろもろご審議、ご決定いただきまして、ありがとうございました。27年度から第6期の事業計画のほうがおかげさまでスタートできます。保険料と介護報酬が改定されたという新たな事業期間の開始となります。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、こちらは都道府県単位の広域化に向けまして、現在開会中の国会におきまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律案ということで提案をされております。内容につきましては、これまで保険者は市町村でございましたが、都道

府県も保険者となります。市町村とあわせて都道府県も国保の担い手になる。財政運営の責任主体が都道府県となります。市町村につきましては、国民健康保険事業費納付金というものを都道府県に納付するような形となります。その納付するための保険料の関係でございますが、都道府県におきまして市町村ごとの標準保険料率を算定し公表するというようになっております。市町村におきましては、その都道府県が算定いたしました標準保険料率を参考にして市町村の独自の保険料率を決定する、そして個々の事情に応じた賦課徴収は市町村が実施するという考え方でございます。保険給付とか資格管理については、それと保健事業でございますが、こちらにつきましてはこれまでどおり市町村が実施するという予定でございます。広域化でございますが、平成30年4月1日から広域化ということで、ただいま申し上げたとおり法改正のほうが行われまして、今後事務手続が進んでいくような予定でございますので、よろしくお願いたします。

それと、昨年の議会の事務事業評価の関係につきまして概要をご説明申し上げます。健康介護課の関連の事業で、まず敬老祝金の支給事業につきまして、議会から見直しの上検討すべき事業ということでご意見をいただきました。これにつきましては、11月の民生委員さんの定例会にも町長ご出席いただきまして、民生児童委員さんから直接ご意見をお聞きした上で、現状のまま継続をさせていただくという内容で予算のほうは計上させていただきました。

次に、がん検診事業でございますが、こちらにつきましてもやはり見直しの上継続すべき事業ということでご指摘をいただきました。こちらにつきましては、新年度予算これからご説明を申し上げますが、変更点を改善を加えまして事業を実施したいということでございます。内容につきましては、これまで住民健診、特定健診とあわせて大腸がん、肺がん、前立腺がんは同時で受診いただけました。秋に胃がん検診を別で実施しておりましたが、胃がん検診も住民健診、特定健診とあわせて受けていただくような形となります。それと、まず健診のお知らせを4月号の広報の配布とあわせて毎戸に日程とそれと町で負担いたしております健診に係る経費についてもお知らせさせていただいた上で、町の健診を受けていただくことが非常に有利だ、お得ですよということをまずお知らせをさせていただいて、積極的に受診をいただけるような形で周知を図ってまいりたいということでございます。それと、がん検診の未受診の方の理由等も調査をしたいというふうに考えております。

それと、議会からのご意見の中で、無料化をして受診率が向上するか検証というご意見がございました。こちらにつきましては、これまで800円の個人負担を頂戴いたしておりましたが、無料化というところまでは実施いたしませんで、500円に引き下げをさせていただくというものでございます。あくまでも健康に対して個人負担をいただくという部分と、近隣の個人負担をいただいている負担の状況等を勘案させていただいて、ワンコインの500円ということで引き下げをさせていただきたいという内容となっております。

以上、簡単でございますが、概要の説明とさせていただきます。それでは、介護高齢係から予算の説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（荻野美友君） 介護高齢係長、小野寺君お願いします。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 介護高齢係の小野寺と申します。よろしくお願いたします。

それでは、介護高齢係よりご説明申し上げます。最初に、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。歳入見積書の総括表をお願いいたします。増減の大きいものだけをご説明申し上げます。一番上の施設入所者利用者負担金ですが、負担金を納めていた利用者が施設を退所したため存目計上となっております。

次に、下から3番目の介護用車両購入費補助事業補助金が10万円です。23万3,000円の減ですが、これは県の交付要綱が変わりまして、介護用車両と一般車両の差額がおおむね1台20万円であることから、車両1台当たり20万円の2分の1の10万円は本人負担といたしまして、残りの4分の1ずつの5万円を県と町が補助するということになりまして、2台分の県からの補助金を計上いたしました。一般会計の歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明を申し上げます。歳出見積書の総括表をお願いいたします。一番下の介護保険特別会計繰出金1億8,830万2,000円、335万3,000円の増です。見積書の6ページをお願いいたします。左側の中段の事業の説明とあるところをお願いいたします。介護保険の給付費、地域支援事業費は下記のとおりそれぞれ負担割合が定められています。介護保険給付費につきましては、町の負担は12.5%、次に地域支援事業費の介護予防分につきましても12.5%、包括的任意事業につきましては19.5%と負担割合が定められております。

次のページをお願いいたします。介護給付費の繰出金1億3,204万7,000円、283万7,000円の減です。これは介護報酬の改定等によりまして給付費が減額になったための減です。次に、職員給与費の繰出金3,168万8,000円、420万4,000円の増です。これは平成26年度から高齢者に関することの事務が移管となりまして、係の名称も介護高齢係となり、人員も1名増の4名でしたが、当初予算では3人分の人件費の計上でした。平成27年度の予算におきましては4名分を計上したため増額となっております。次に、社会保障・税番号制度システム改修費繰出金332万9,000円につきましては、社会保障・税番号制度に対応すべく介護保険システムを改修するための繰出金となっております。一般会計の説明につきましては以上となります。

次に、介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。介護保険特別会計歳入見積書の総括表の1ページをお願いいたします。第1号被保険者保険料2億3,669万8,000円、これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、2,500万8,000円の増となっております。第1号被保険者の増と介護保険料の改定による増額となっております。次に、見積書の3ページをお願いいたします。歳入の一覧となっております。先ほど一般会計の介護保険特別会計への繰出金で説明をいたしましたように、介護保険特別会計の2款給付費、5款地域支援事業費に対しまして一定の割合での歳入となります。

特に増減が大きいものについて説明をしたいと思っております。7ページをお願いいたします。7ページの一番下になります。国庫支出金、国庫補助金の調整交付金です。3,940万3,000円、1,455万1,000円の減となります。これは平成26年度が給付費の5%で予算計上しておりましたが、平成27年度につきましては3.72%での予算計上ということで減となっております。次に、10ページをお願いいたします。10ページの中ほどから始まります支払基金交付金の介護給付費交付金です。2億9,578万6,000円、1,714万7,000円の減です。これは負担割合が平成26年度までは29%でしたが、平成27年度からの3年間は28%となることと、給付費の減による減です。その他の歳入の減額につきましては、介護報酬の改定等に伴う給付費の減による減となっております。歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。歳出につきましても、見積書の総括表からめくっていただきまして、歳出見積書の2ページをお願いいたします。介護保険事業運営費494万9,000円です。122万7,000円の増となっております。4ページをお願いいたします。4ページの一番上をお願いいたします。システム改修委託料167万4,000円、129万6,000円の増です。これにつきましては、介護保険制度改正に伴いますシステム改

修委託料でございます。次のページをお願いいたします。認定調査費等531万8,000円です。被保険者がサービスを利用するための必要な介護認定をするために必要な経費です。これにつきましては、金額変わりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。続きまして、8ページをお願いしたいと思います。介護認定審査会費391万5,000円です。これにつきましても、被保険者がサービスを利用するために必要な介護認定をするために必要な認定審査会の費用です。これにつきましても金額変わりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。次に、ちょっと飛びますが16ページをお願いします。家族介護支援事業321万3,000円です。次のページをお願いします。この扶助費になりますが、介護慰労金が320万円、50万円の増です。今年度の実績から増額といたしました。これは日常生活に著しい支障がある高齢者を在宅で介護する介護者に介護慰労金として支給をしております。

介護高齢系の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 次に、保険医療係長、高橋君をお願いします。

○保険医療係長（高橋徳男君） それでは、続きまして保険医療係から説明を申し上げます。保険医療係を担当しています高橋と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づき説明させていただきますが、一般会計、後期高齢特別会計、国保会計の順にご説明申し上げます。初めに、総括表資料の1ページをよろしくをお願いします。一般会計なのですが、こちらに記させていただいたものについては、歳入の重立ったもののみを説明させていただきたいと思います。初めに、上から5行目、6行目なのですが、こちらの15款1項1目県の保険基盤安定の関係なのですが、こちらは国民健康保険と後期高齢者医療保険を合わせて5,656万8,000円を計上させていただきました。この保険基盤安定につきましては、平成26年度の保険者支援分並びに軽減分を見込み額としまして、支援分に4分の1、あと軽減分に4分の3をそれぞれ乗じて算定し、計上させていただきました。それでは、3ページをお開きください。3ページの歳入見積書をお願いします。上段の部分なのですが、こちらにつきまして福祉医療の関係なのですが、15款2項2目の福祉医療費補助金でございます。一番下の部分になります。こちらにつきましては、福祉医療扶助に係る県から2分の1補助金を計上させていただいております。5,982万6,000円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。歳出の資料の2ページをごらんいただきたいと思います。こちら3款1項1目の国民健康保険特別会計繰出金の関係なのですが、1億6,873万1,000円を計上させていただきました。増となっておりますが、増額した理由としましては、保険給付の増額に対して国保税の収入が増額していないということと、法定拠出金の割合なのですが、2ページの左側のところに書かれています。とおりの内訳は各町の負担、県負担、国の負担という形でありますので、説明は省略させていただきます。こちらの詳細につきましては、国保会計の9款繰入金のほうで説明をさせていただきますので、こちらのほうは詳細はその後紹介をさせていただきます。続きまして、4ページになります。3款1項4目福祉医療費支給事業でございますが、こちら1億2,139万1,000円を計上させていただきました。扶助費が98%を占めており、こちらにつきましては出生から中学3年生までのお子様や体に障害を抱えている方への医療費補助として計上させていただいております。参考に平成27年2月末の福祉医療費の対象者の内訳なのですが、子供が1,858人、重度心身が209人、高齢重度の方が133人、母子父子の方で181人、計2,381人の方にこちら福祉医療の分を交付している状況でございます。一般会計については以上にさせていただきます。

続きまして、平成27年度板倉町後期高齢者会計に移らせていただきたいと思います。それでは、歳入資料の1ページをお願いいたします。こちら後期高齢者医療保険料なのですが、こちらにつきましては広域連合から示された額を特別徴収と普通徴収に案分に分けて計上させていただいております。広域連合から12回に分けて支払うものでございます。3ページをお願いいたします。3ページの事務費繰入金、保険基盤安定繰入金ですが、全て一般会計からの繰出金を繰り入れるものでございます。こちらも広域連合に支払うものでございます。あと保険基盤安定繰入金でございますが、こちらにつきましては低所得者の保険料軽減分を公費で補填するものでありまして、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。歳出の資料の広域連合事業の件の2款1項1目なのですが、こちらにつきましては1億3,019万9,000円を計上させていただきまして、増額した理由なのですが、こちらも保険料負担金の増額と保険基盤安定軽減分の増額によるものです。町の負担については4分の1、県の負担が4分の3、県の負担金は一般会計に県から入ってきますので、こちらについては全額を一般会計からの繰入金で負担するものとなります。後期高齢医療保険につきましては以上とさせていただきます。

最後になりますが、国民健康保険に移らせていただきたいと思います。歳入見積書の8ページをごらんいただきたいと思います。一番上になりますが、3款1項1目の療養給付費等負担金でございますが、こちらについては3億5,950万4,000円を計上させていただきました。これは対象費用の32%を国庫が負担するものでございますが、こちらについては見込みですので31%を見て計上させていただきました。

次に、9ページをお願いします。9ページの中ほどにあります。調整交付金の関係でございますが、こちらは7,991万6,000円を計上させていただきました。これは定率の国庫負担のみでは解消できない保険者間の財政力の不均衡を調整するもので、対象額として7%を見込んで計上させていただいております。同じページの一番下でございますが、4款1項1目の退職被保険者等療養給付費交付金でございますが、1億1,220万円を計上させていただきました。これは被用者保険被保険者から拠出するものでございまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページの中ほどにございます5款1項1目前期高齢者交付金でございますが、こちらにつきましては65歳から74歳の方を対象とした被用者保険とあと国民健康保険間の医療費負担を調整するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。11ページの一番下にございます6款2項2目なのですが、こちらのほう県の財政調整交付金になるわけですが、これは国保財政の安定を図るものでして、今までの実績により保険給付費から前期高齢者交付金と保険基盤安定繰入金を差し引いた平均の6.5%を乗じて今年度27年度計上させていただきました。

続きまして、12ページをお願いします。12ページの一番下にございます7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金でございますが、こちらにつきましては前年度比較しまして2億5,744万5,000円の増額になっております。こちらの増額した理由は、保険者間の財政の安定を図るため交付している対象内容が、昨年度まではレセプト1件に対して30万円以上というのが該当だったのですが、今年27年4月1日からゼロ円以上に拡大したことによるものでございます。

[「何が」と言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） レセプト1件30万円以上の医療費が今まで対象だったのですが、4月1日

からレセプト1件の対象が30万円以上ではなくてゼロ円以上ですね、全てということにしますか、申しわけございません。全て該当になるという形、80万円以下。80万円を超えた分についてはまた高額で出しますので、1円から80万円以下までの対象でございます。こちらが、なおこの交付金につきましては、群馬県内の国保保険者から拠出された財源によって群馬県の国保連合会からの請求をもとに適正な額を計上し、支払い及び翌年の1月ぐらいに精算が outcome して、それに基づいてその拠出金を払うという形でございます。ちょっと説明遅くなりましたが、前段の7款1項1目高額医療費共同事業交付金、そちらも同じ考えで、額がそちらは80万円以上に該当するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページの一般会計繰入金の関係を説明させていただきます。まず、保険基盤安定繰入金につきましては、先ほど説明をさせていただきましたけれども、保険基盤安定の数値を確定した額に対して一般会計から国保会計に入れていただく金額なのですけれども、こちらについては県部分の0.75ですね、4分の3と、あとは町部分の4分の1をこちらに計上をしておりますが、合計で4,000万円という形でございます。続きましてその下、支援分ですけれども、支援分もこちら書かれているとおりの負担分で計上させていただきますと、合計しますと1,000万円でございます。下の職員繰入金につきましては、人件費等を計上させていただいております。

続きまして、14ページをお願いします。14ページの中ほどの出産育児一時金等繰入金なのですが、こちらにつきましては昨年同様出産された方に対しての対象者20件を見込んで計上をさせていただいております。続きまして、15ページをお願いいたします。15ページの赤字補填の繰入金の関係なのですけれども、こちら5,988万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、前年と比較しますと多くなっているのですが、こちらに国民健康保険税の不足と並びに各国、県支払基金等の交付金を減額、減少していることによりまして、一般会計から法定外として繰り入れてさせていただいているものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。歳出資料の1をお願いいたします。歳出資料の1なのですが、歳出につきましては、国保運営協議会事業から人間ドック等の補助事業ございますが、こちらにつきましては昨年とほぼ同額という形なのですが、2番目の特定健康診査等の事業につきまして若干説明をさせていただきます。こちらの特定健康診査事業につきましては、毎年6月から開催しています住民健診に係る集団並びにあと個別健診もやっているのですけれども、個別健診に係る検診の委託料になります。集団健診については1人7,020円、個別につきましては8,100円かかるということで計上をさせていただいております。あと、こちらの受診率の向上を図るために、平成27年度につきましては個別健診を今まで9月末で終わりになっていたわけなのですけれども、こちらを2カ月延ばしまして11月末まで個別健診を館林医師会と契約しまして受診率を向上させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わりにさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、採決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（荻野美友君） 続いて、健康推進係長、松村さんをお願いします。

○健康推進係長（松村愛子さん） 健康推進係の松村といたします。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入からお願いいたします。歳入の説明につきましては、1ページ目のがん検診推進事業補助金、健康増進事業費補助金、がん検診一部徴収金について説明をしていきたいと思っております。2ページをお願いいたします。がん検診推進事業補助金ですが、27年度は40万5,000円の歳入を見込んでおります。前年に比較し

て178万1,000円の歳入減となっておりますが、これにつきましては国の補助内容が変更になったということが大きな要因になっているかと思えます。事務費につきましては、従来どおりここにありますように59万5,000円の2分の1、それからがん検診につきましては新たな、女性の方でしたら20歳と40歳、大腸がんでしたら40歳の方のみを対象としたものと、そのほか過去5年間未受診者ということに対して検診を勧奨してくださいということで、そういう未受診の方をいかに受けさせるかということが苦心しているところなのですけれども、そういったことで対象者数も減少したということもありますし、それから補助内容が以前は検診料の2分の1でしたが、今回来年度につきましては自己負担の2分の1、そうしますと500円に対しての2分の1ということで歳入が減額ということになりました。

次に、県補助金の健康増進事業費補助金ですが、住民健診事業、この後歳出のところでも申し上げますが、骨密度検診、歯周疾患検診、肝炎検査、クレアチニン、検診結果の事後指導の事業費に対しての3分の2の補助事業ということで116万4,000円の歳入を見込んでおります。

続きまして、3ページの、10款諸収入の真ん中辺になるのですが、がん検診一部徴収金ということで、27年度につきましては153万5,000円の歳入となっております。前年度に比較しまして58万5,000円の減となっておりますが、これは先ほど課長からも申し上げましたように、一部自己負担金を800円から500円に減額したということが要因です。500円に減額した理由としましては、事務事業評価の中で見直した結果、受診者の経済的負担の軽減ということ、あとはワンコインで受けられるという簡便さから500円といたしました。

続きまして、歳出をお願いいたします。歳出は順番に説明をしていきたいと思えます。歳出の2ページ、住民健診事業になります。住民健診事業といたしまして850万6,000円の予算計上をいたしました。これにつきましては、20代、30代若い人を対象にして生活習慣病を若いときから注意をしていただくということ。それから、女性を対象としまして骨粗鬆症検診を行っております。これにつきましては40歳から70歳という年齢枠があるのですが、一部新規重点ということで年齢の拡充ということで、来年度は35歳の方も対象として町単独でやっていきたいということを考えております。それから、肝炎ウイルス検診、それから歯周疾患検診、この歯周疾患検診につきましても、40から70歳の10歳刻みで行っておりますが、これを55歳の方も、ちょっと10年、50から60というのは10年間ではちょっと間があき過ぎるかな、その間にいろいろ歯周疾患なども病気も発症するという事とも言われておりますので、55歳を町の単独事業として入れたいという事で、来年度計画しております。それから、腎疾患対策としましてクレアチニン検査等を行っております。この住民健診の中の主な支出は委託料となっております。委託料としまして723万4,000円の歳出を見込んでおります。健診委託料の中に町単独とか補助事業というのがあるのですが、町単独の中の骨密度検診、それから歯周疾患検診ということが来年度の事業の拡充ということで考えております。

続きまして、5ページのがん検診事業をお願いいたします。がん検診事業も町単独のがん検診事業と、それから補助事業のがん検診事業があります。これから申し上げますのは町単独事業のがん検診ということになります。がん検診事業といたしまして2,180万8,000円の予算計上をいたしました。主な支出では委託料となっております。委託料で2,145万9,000円を計上してあります。がん検診を実施するに当たって、来年度ちょっと留意した点といたしまして、先ほど申し上げましたが、検診料の一部自己負担を800円から500円に引き下げたこと、それから受診者の利便性を図るということ、それから受診しやすいということで住民健診にあわせて胃がん検診も来年度は同時にできるように計画をいたしました。それから、4月の広報とあわせて

課長からも申し上げましたが、検診案内を毎戸に配布をして受診勧奨に努めていきたいと考えております。それから、未受診者対策についても再勧奨を行っていくことを考えております。

続きまして、8ページ、9ページになるのですが、がん検診推進事業の補助ということをお願いいたします。これも来年度は223万1,000円の予算計上をいたしました。前年度比214万1,000円の減となりますが、この減額の要因は、先ほども申し上げましたが、クーポン券という無料で受けられる券を対象となった方には発行しているのですが、その対象者が20歳と40は全員であります、それ以外の方は過去5年間一度も受けていない方を対象として検診を実施するというようなので、対象者が随分減ってくるということもありまして、さらにその中から受診者というのも再勧奨で来る方というのは1割ぐらいと考えておりますので、このような歳出となりました。

それから、救急医療、夜間診療、休日診療体制の充実ということで6,660万3,000円の歳出を見込んでおります。これも先ほど課長から冒頭申し上げましたが、邑楽館林医療事務組合への負担が6,810万円となります。この内訳につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、13ページ、14ページ、15ページが妊婦・乳幼児健診事業となっておりますが、来年度1,073万4,000円の予算計上いたしました。前年に比べて91万円の減ですが、この減額の要因といたしましては、妊婦健康診査の委託料例年100人分で見込んでおりましたが、例年の妊娠届などを見ますと70から80ほどで推移しているということから、90人としたことが主な減った原因となっております。

続きまして、16ページ、17ページお願いいたします。補助事業として先ほど申し上げました健診結果の事後指導なのですが、こちらにつきましては住民健診を実施した後に健診対象者全員に対して結果説明会やら健康に関する相談会を行っておりますが、来年度につきましては地域に出向いていって細かく結果説明会などを実施したいと考えておりますし、それ以外につきましても町内、地域に出ていって町民からの相談等に応じていきたいと考えております。

続きまして、19ページ、それから20ページ、21、22ページになるのですけれども、こちらが法定予防接種ということで3,699万4,000円の予算を計上いたしました。これにつきましても前年度に比べて718万1,000円の増額となっております。増えた要因なのですけれども、これは26年昨年の10月から子供の水ぼうそう、それから65歳以上を対象といたしました高齢者の肺炎球菌が定期化になったということで増額となっております。それから、BCG予防接種も今年度までは保健センター集団で行っていたのですが、こちらでも個別接種ということで医療機関で接種するということになりました。主な支出は委託料になりますが、歳出の内容につきましては予算書のほうを、見積書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、食生活改善推進事業なのですが、こちらは23万7,000円の予算を計上いたしました。こちらは食を通して健康づくりを推進するためということで、地域に食生活改善推進員という方がいるのですけれども、地域における食を通じた健康づくりであったり、公民館からの要請であったり、それから保健センターが行います糖尿病予防教室とか高血圧予防教室、骨粗鬆症予防教室などボランティアとして参加してもらっています。懸案事項としましては、会員を増やすことがあるのですが、来年度につきましては養成講座を開催もあるのですけれども、なかなか人集めというのも困難があるということで、来年度は今やっている会員の活動PRをして、それを見て参加をしたいという人を増やしていければと考えております。

続きまして、25、26ページ、感染症対策なのですけれども、こちらに近い将来新型インフルエンザ等新た

な感染症が世界的流行するのではないかということを考えて、種子消毒であたり窓口対応、現場対応の職員の防護用品として48万1,000円予算計上いたしました。

続きまして、27ページの不妊治療費助成事業としまして80万円計上いたしました。こちらにつきましては、もう既に始めて例年大体7人から8人ぐらいの申請をされる方がおります。そういう方に対して経済的な負担が少しでも軽減できればということで助成を行っているということです。

最後になりますが、保健センターの管理運営事業ということで、29ページ、30ページ、31ページになります。267万1,000円の歳出予算を計上いたしました。前年に比べて143万1,000円の減となっておりますが、保健センターでセンターの空調機器の定期部品交換を3年計画で進めております。26年度が1年目、27年度は2年目に入り、部品などの費用が安くなったということが要因で減額となっております。主な支出は、工事請負費といたしまして69万2,000円を予算計上いたしました。保健センターからは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 歳出なのですけれども、健康推進係、報償費なのですけれども、17ページ、健診結果の事後指導ということで、来年度から地域に出向いていろんな事後指導をやるということなのですけれども、大変でしょうけれども、いいことだと思います。地域に出向いてという形ですけれども、例えば保健師が13人、それから栄養士10人とありますけれども、こういった例えば地域に出向くとは具体的にちょっともう少し。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 地域に出向くというのは、東西南北地区に集落センターとかありますよね。そういったところに出かけていくわけなのですけれども、そういったときに保健センターの職員全員で行くということもなかなか不可能ですし、そういった場合保健センターにも保健センター窓口対応がありますから、保健センターにも人を残す、出ていくということもあるので、ここで保健師、栄養士の報償費をとらせていただきました。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 別に回数的には例えば事後の指導ですから、例えば健診を受けた人たちに当然周知しますよね、いついつどこでやるから来てくださいという形で。何回ぐらい予定しているのですか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 北地区で2日から3日、北南で2日から3日、東部が3日ぐらい、西が3日ぐらいというような考え方でいます。北であれば、北と南とか、南であればちょっと長いので3地区ぐらいかなとか、そういうちょっとまだ具体的にはまだなのですが、構想としてはそんなことを話し合っております。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） ひとまず27年度そういった形でやってみて、その後1年ちょっと回ったらまたそれ事後検証してまたいろんな方法で考えていくということですね。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） はい、そのような考えでおります。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） ページ数云々ということよりも、昨日もそういった意味で質問があったのですけれども、健康づくり宣言を2月1日にされたと。これは町長がある意味では健康寿命が短かったということに端を発して、きっかけとして始まった事業の一つだというふうに思っております。いろいろその2月1日、今3月で、4月から27年度と。この発想があったのが去年の9月、8月その辺からこれがずっと話題になっていたと思うのですけれども、いわゆるその所管部署は健康介護課になるのでしょうかけれども、健康づくりの一環として受診料を下げるとそれも1つだというような説明もあるわけですが、いわゆる板倉町として健康づくりをどうするかということで、ソフト面も含めて当町としてはこういうものをやりたいと、期間が相当あったのですけれども、課内あるいは全庁的な中で、全庁というのは役場の内部で関係部署が集まって健康づくりをどう具体化していくか、あるいはそういういわゆる計画の問題として今健診をされた後の状況云々というような話があったのですが、そういう意味で具体的に何やるかは別として、計画として5年スパンでは5年スパンとか、今年はどういったことをやっていこうとか、そういう意味合いでの課内での会議あるいは全庁的な会議の中でいろいろやりとりがあったのでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） ただいまの関係につきましては、まず全庁的に係るということで、企画財政課の主幹で関係部署を集めた調整会議というのが開催されました。当然健康介護課、福祉課、教育委員会、そういった部署でございまして、その中でそれぞれの部署において担当の業務また関係団体も含めて所管する団体も含めて健康づくり、体力づくりに取り組んでいくというような確認はされております。実際27年度の健康体力づくりに関する部分で新たな取り組みといたしましては、福祉課で障害児の健康づくりとして肥満対策というものを東洋大学の先生と連携をしながら、具体的には障害者の生産活動センターと障害者の利用者の方の肥満対策とかそういったものを取り組むと。また、保育園児の食生活の指導という部分も食に関する部分の健康づくりということで取り組みということで予定をしております。また、公民館関係では新たな健康教室ということで事業を始めるというような計画もございまして、健康介護課におきましては、先ほど申し上げましたまず健診関係を受診をしていただきたいという中で、取り組みとその後の事後の説明という中で、先ほど補佐のほうは地区単位ということなのですが、さらに踏み込んで行政区単位で職員のほうは説明とかそういったものでお邪魔したいというふうには考えております。それと、やはり大学との連携というのも今後考えています。

また、これ同じ課の中でなのですが、介護高齢系の介護保険事業の部分と、あとは健康推進係、保健センターの事業、それぞれ参加いただいた方にポイント制みたいなものを考えまして、多少粗品のものになりますが、そういったものも差し上げるような形で、やはり連携しながら事業のほうに参加いただくようにというふうには考えております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 何回会議を持たれたかちょっとわかりませんが、全庁的にやるというよう

なことで町長もおっしゃられている。去年の時間的なある程度4月を迎えるに当たって期間があったと思うのです。そういう経過を踏まえて、昨年のうちから2月1日には健康宣言をします。そのスタートする年に当たって、もう少し体系的に、あるいは今申されたようなことが例えば各課では健康づくりに対してこういった形で取り組みますというような部分が出てよかったのかなというふうに思いますし、いろいろ議員さんの質問の中から食改推の問題とかサポート部隊としてこういった支援部隊をいわゆる別途につくって支援組織も構築したいというようなお話もあったし、いろいろな分がお互いのやりとりの中でお話があったと思うのですけれども、そういうものをまとめるところが健康介護課になるのかなとは思っているのですけれども、各課からの聞き取り等も含めていわゆる27年度についてのスタート年度に当たってはこういう事業を計画する、そういう部分があって例えば検診の受診率を上げるために500円にしましたとか、そういう政策的な展開が私はやはり示されないといけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺は今のところそういった形で27年度の健康づくりという事業の中で、そういった各課との調整も含めて、よちよち歩きかどうかわかりませんが、今年やって終わりというような事業ではないわけですね。長いスパンかかるのですけれども、そういったところを含めてもう少し積極的に庁内での議論が深められなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 確かに小森谷議員さんのおっしゃるとおりだと思います。今年度の状況につきましては、やはり健康づくり宣言の内容に基づいて各課で取り組みをということで、何をというものは各課で目標を決めて設定してというふうには周知はさせていただいておりますが、具体的に先ほど申し上げましたが、来年度の取り組みというものについては調査させていただいてということなのですが、今後これまで健康づくりの推進協議会というものも実際活動をしていなかったというのが実態でございましたが、今回の計画の健康増進計画と食育の健康推進計画の策定に当たりまして新たに委嘱させていただきました。そういった協議会にも事業計画とか経過の状況を報告をさせていただきたいと思っておりますので、そういった中で27年度は新たな取り組みということになってしまいますので、ちょっと非常に物足りない部分があって大変申しわけないと思っておりますが、今後できることから取り組んでいきたいというふうには考えております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 前にも申し上げたのですが、行政側が幾ら啓蒙活動等を含めてもなかなか受診率もほとんど向上していないと、ほぼ横ばいあるいはダウンしていると。そういった成果を求めるのについて、やはり行政側の要請、町民側の相当その協力、あるいは行政区単位のその辺の啓蒙活動が相当進まない、単に単価を下げたから受診率が上がるとか、あるいはこういう催し物がありますよといっても、その参加率もなかなか当初はままならない部分もあるのかなというふうに思うわけです。そういったいわゆる行政側と町民がここをつなぐ施策も考えていかなければならないと。そういった意味で、食改推の問題とか、母子推進員ですか、いろいろそういった組織体もあるわけですが、その辺もやはり変える、あるいは全く別の人を宛てがうというような話も出ていたわけですが、そういったものも前向きに取り組んでいかないと、宣言倒れになりかねないというような部分もあろうかと思えます。とりあえず失礼なのですが、いわゆる4月スタートするに当たって、この健康づくりについて健康介護課がまとめられるかどうかわかり

ませんが、各課ではこんな行事と言うと失礼ですけれども、計画を持っていますという一覧表なら一覧表にもらって議会側に出していただければと思うのですけれども、これは委員長に言わないといけないのですか。

○委員長（荻野美友君） 課長、どうでしょう。用意してください。

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど申し上げました事業の取り組む内容のものは、目標というのまでは入っておりませんが、整理してございますので、そちらは後ほど配付させていただきます。

○委員長（荻野美友君） ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 小森谷議員の質問にも関連するわけなのですけれども、今回健康づくりということで各課が一生懸命取り組むということは十分理解ができます。例えばいろんな事業に取り組んでいる中で、健康介護課とするとそうすると特にいろんな検診なり何なりの受診率を上げなければということの取り組みを理解できるのです。この関係については、9月の決算委員会に話したかなと思うのですけれども、やはり町側が例えば住民健診1つにしても非常に嫌だよというふうな話も聞こえるのです。今回どういうふうな予定を組むかわからないのですけれども、例えば住民健診が1日で約行政区午前と午後と分けてやっている。例えば25区の場合、午前中の11時で受け付けが終わって、午後はやらないということで、約3時間ぐらい待たなければならない。私が行ったときが60名ぐらいは部屋に入り切らないということで、この対応を何とかしてくれないかということを経年のごとく話をしているのです。そうすると嫌気が差してしまう。こんなに込むのでは住民健診という名ばかり、実際参加するに非常に苦痛になっていくという状況も発生するということは、こういうものに参加することが嫌になってしまう、ではいいやということで、来年行かないよという意味にもつながっていくのかなと思うのです。ですから、ぎすぎすの無理やりに予定を組むのではなくて、もう少しゆったりとした健診日もとっていかないかだめなのかと、そんな気もするのです。特に大きな行政区と小さい行政区と当然これあるのですけれども、やはり午前と午後に分けたときもあるかな。うちのほうが午前11時で締め切ってしまう。午後はといったら、食事をとってその健診の皆さんはもう帰るのだということなのですね。ですから、午前の部だけで午後やらないのであれば、もう少し11時ではなくせめて12時まで受け付けをしてもらって、お医者さんだとすると昼食の時間を過ぎるかなとは思っているのですけれども、もう少し時間をとることも受診率のアップにつながっていくのかなと思うのです。今回健康づくりの町で取り組むのであれば、そういうところもある程度予算もとりながらゆったりとした健診の取り組みをしていく、予定を組んでいくということも1つの手段かなと思うのです。それをお願いしたいのですけれども、それについていかがですか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 延山議員さんがおっしゃるようになっていただいたときは、本当にあのときはあふれんばかりの人数で大変だったと思います。一応こちら側としても受診者を平均に受診できるように計画をしているのですけれども、なかなかそれが思ったようにはいかないというところもあって、多い日もあれば少ない日もあるということでちょっとばらつきが出てきてしまって、本当に多いときは3時間待つなんていうこともあったかと思えます。午前中しかやらないのが、空腹時で検査をするということがありますので、午前中で受け付けを終了するのですけれども、今受け付け時間を11時までにはしているのですけれど

も、その後11時半というのはしたこともあるのですけれども、11時から11時半延ばしてもそんなにもう最後のほうはなかなか来なくなってしまうのです。余り受診者数が本当に10人足らずという感じで、延ばしてもなかなかいらっしゃらないというところもあるので11時で切って、おなかもすいている、空腹で12時までというのは大変になってしまうかと思いますので、11時というところで受け付け時間を切らせてもらっているのですけれども、その辺もうちょっと。早朝、朝も8時半からなのですから、準備ができ次第8時半まで待たずに8時15分とかちょっと早目からは健診を始めるようにはして、受診者が余り待たずに受けられるような方策はとっているのですけれども。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 今の言葉ですけれども、朝早く行きますと、やはり30人、40人待っているということで受診をされる。あと、ではなぜそんなに込むのかなということを詰めたときに、問診のところが非常に込むですね。約椅子が三、四十脚並んでいるのですけれども、それで1個1個ずれて健診を受ける。そのときに何でこんなに込むのと言ったら、先生がいないのです、少ないのです。1人の時間に対して例えば1分で済む人もいれば、3分もかかるということなのですから、先生が2人、要するに2名の方が問診を受けているのですけれども、その時間、そのスパンになると物すごい込みぐあいだということは、いろんな質問をするからその時間が込むのかなと思うのですけれども、そうであればもう何名か先生を増やしてもって常に余裕のある状況もつくっておくことも必要なのだろうな。ですから、椅子が並んでいるということそこは込むなということで、込むから椅子を並べておくということなのですね。採血の時間なんていうのはわずかな時間で終わってしまうので、椅子が大体五、六脚ぐらいで処理できるというのか、そのコーナーというのですか、では1から何番までということで順順に回っていくということなのですから、その対応もやはりこちら側とするとどの部分がどういうふうに込むかな、例えば時間帯によるかなと思うのですけれども、朝早い時間からも受け付けるということも言えるのですけれども、その朝早い時間に案内してもやはり難しいところもあろうかなと思うし、年配の方にすると時間があるから朝早くよという方も待っているということになりますので、それなども一回状況を見ながらデータを確認しながら対応していただきたい。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかに。

ここで休憩したいと思います。

再開は、2時25分といたします。

休 憩 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時25分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 先ほど説明いろいろされると詳しくて込み入ってしまって何かわかりにくいので、もう少し工夫してもらいたいと思うのですけれども、それで、今度予算書のほう、介護保険の予算書の6ページ、こういうのをまず示しながら、これで金額は大きく変わったところとかそういうのを説明しながら

こっちの内容をもっと詳しく説明したいところはするということにしないと、何かもう最初から言われると何のことだかわからないので、そういうふうにしてもらえればなと思うので、そこでこの6ページを見て、先ほどの説明聞いていてわかったのですけれども、支払基金からの交付金というのが今度今年から2号保険者の負担金なのでしょう、それが29%から28%に変更になったわけなのだ。今までこれ聞いていなかったのだけれども、今回介護保険が1号保険者が値上げされるわけですよ。されたのではなくて、あれがされるところに約2,500万円ぐらい増えるわけでしょう。それで、落合課長の説明だとややこしい、難しい表現した調整交付金とかというのが1,700万円ぐらい減額になって、それでなおかつ2号保険者の負担分が29%から28%に変わるのだ。それはこの前説明なかったよね。そののをもうちょっと説明してくれないとわからない。全体としては介護給付費は給付率が下がるので、ここに出ているように2,200万円ぐらい下がるのだね。下がるにもかかわらず、国の調整交付金が下がるのと支払基金からの交付金が下がるのでそれ帳消しになって、その差額分が何かややこしいのだけれども、1号保険者の分の上げることなのでしょう。その辺の説明してくれないと、何のために値上げするのだからその原因がわからないわけだ。それで、全体像は見えないから、余り細かい金額よりも、そういうものを説明してもらおうとわかるのです。28%になったというのは、その分が1号保険者が何%から何%増額になったの、負担が。21から22になったということか。ただそれだけではないみたいだ、これ。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 非常にわかりにくくて済みませんでした。説明をしますと、第6期につきましては40歳から64歳までの人口、あとは65歳以上の人口を勘案しまして、国が28%を64歳以下が負担をなささい、1号被保険者は65歳以上の方については22%を基本的には負担をなささいというふうな割合をこの改定ごとに決めています。それなので、5期中は2号被保険者の支払基金から来たのが29%で、1号が21%でした。その前の期になりますと、若かった人が多い時期4期になりますと、支払基金から30%来ていました。1号被保険者が20%。毎回3年に1度の見直しで人口比によってパーセントが変わってきます。予想でいくと7期は1号が23%、2号が27%という負担割合になっていく予定となっています。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 1%1号保険者が負担が増になったのわかるのですけれども、1%ということこれ10億円だから1,000万円ぐらいなのだよね。では、1号保険者の保険料が増額されたその差額分のそれはどこで負担するという分になる、この中でいくの。国の肩がわりになっている分なのですけれども、それはどこにカウントするの。さっき言ったように、21が22になったのわかるのです。2号保険者が29から28に下がった。それも帳じり合うのだけれども、国の負担が軽減された分のはどこでこれ負担することになってしまうのですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） そうしますと、国の負担というのが調整交付金のことだと思うのですが、これにつきましては、通常5%をとというふうに言われている……

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 1号被保険者です。1号被保険者の負担になってしまいます。5%あったものが3.73になったという、その差額については実際は22ではなくて、その差し引き分のパーセントが

1号被保険者の負担となります。

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） その差額なので1.幾つが、ですから、実質上板倉町の1号被保険者の負担は23.何%ということになります。

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） それは調整交付金毎年変わりますので、数字は確定ではなく、26年度につきましては4.1%ぐらいあったのですが、毎年減ってきていまして、その原因というのは、やはり後期高齢者割合が板倉町比較的低いのです。後期高齢者割合が高いところについては、調整交付金も多く出ているのですけれども、板倉町については65歳になる人は多いのですが、75歳以上の人口が割合全国平均でいくと低いという。邑楽郡が全体的に低いのですが、上野村とかそういうところは8%ぐらい出ています。多いところは市町村の中でも10%、少ないところは大泉ですと1%等を切っていたりとか、そういう形で後期高齢の方が多いということは認定者が多くなるのです。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 難しいこと言うとうわからない。要は違うのでしょうか。国が負担を軽減したくて、それを受益者負担の65歳以上の人に負担をしてもらおうという考えでこれやっているのが基本的な考え方なのです。今言ったのは、その中身を説明するためにいろいろごちゃごちゃ、ごちゃごちゃそれわかりにくいことと言って、それは言いわけしているようなもので、わかやすく言えば、この前も言ったではない、国が負担を軽減した分の肩がわりするだけなのだ、これは。だから、それでいいのですけれども、それはだから23.何%とはここに中では出てこないね。わかりました。それでいいです。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

野中委員。

○委員（野中嘉之君） 敬老祝金の見直しについて、落合課長から先ほど見直しに当たっての経過というか説明があったわけですが、それによると、民生委員の方から意見を聞き現行どおりの予算計上としたということですね。民生委員会議の席上というか、議会からの見直し等についての説明をした後、その後民生委員から意見を聞いたのか、そして何人ぐらいの方から意見が出されたのか、そしてその意見の内容もし聞かせていただければと。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） それでは、民生委員さんからの意見をお聞きした状況について細かくご説明申し上げます。先ほど申し上げたとおり民生委員さん毎月定例会がございますので、予算編成前の11月17日の民生委員さんの定例会にあわせまして議題として挙げさせていただきまして、議会からこういった見直しということでご意見をいただきました。それにつきましてご説明させていただいて、また先ほど申し上げました町長も直接民生委員の定例会に出席いただきまして、町長の考えもお話しいただきまして、その後民生委員さんからご意見をいただいたような形です。今民生児童委員さん34名と主任児童委員さんお二人いらっしゃいますので、36名の民生児童委員さんがいらっしゃいます。当日欠席の委員さんが3名いらっしゃいましたが、33名の委員さんの出席の中で、会長さんと町長のほうで進行いただきまして、見直し案につきま

して私から議会からの見直し案等を説明させていただいた上で、その後お一人お一人ご意見をいただいたような形です。まとめますと、現行どおりという委員さんが30名でございました。見直しというご意見をいただいた委員さんは3名ということでございました。見直しというご意見をいただいた委員さんにつきましては、将来を考えた場合5年単位で支給という、100歳のお祝金は要らないという方がお一人いらっしゃいました。それと、77歳、88歳の節目にというご意見をお持ちの民生委員さんもお一人いらっしゃいました。それともう一人の方なのですが、高齢化が進んでいるので見直しをしていかなければならないと、財政面からまず一律3,000円に、次に、対象年齢を80歳以上にしてはどうかというそういったご意見をお持ちいただいた民生委員さん、見直しというご意見を発言された方は3名でございました。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 民生委員から意見を聞く前に町長が冒頭に話をされたと言ったのですけれども、その話しされた内容というのはどういう内容ですか。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 冒頭の挨拶の中で、私自身は財政を考えている中でやはり今のままであればまだ維持をしたいという考え方は述べました、私自身は。

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） はい、最初に。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） いずれにしても民生委員の意見とすると、三十数名のうちの30名が現行どおりということのようなのですが、町長が冒頭に言った考え方が反映されているというふうに、どうですか。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 聞きようによると誘導したのではないかみたいな、そういうふうに聞こえますけれども、要するに現行さらに細かく言うと1年間で何歳以上ぐらいはひとり暮らしの見守りとかいろんな方にそこへはスポットが当たっているのですけれども、これがあるおかげでいわゆる対象者に1年に1回自分の持ち場の民生委員さんが回っていきけるといういわゆる見守りとかそういうことも含めて決して私は自分の考えも述べましたが、要するにまた議会議員さんの結論も考え方も先出しているわけですから、議会はこうですと、それを私が説明を恣意的に曲げて説明したわけでもありませんし、それに対して私の考え方はとりあえず今の段階ではこうです。これ初めてではありませんから、この前のときもありますけれども、それらも含めて以上のことを大体勘案をしてほぼ全会一致の形でぜひそうしていただきたいと、今のまま続けていただきたいというようなことでしたので、見守り効果について非常に額がさらに財政が大変であれば下げてもこの見守り的な位置づけについてのものはその大きな効果があるから、それがまた民生委員のやりがいとか位置づけとかそういうような論理を展開された方が一番多いのではなかったかな。そういうことです。

[「誘導があったかのその印象はどうか」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） だから、逆に言えば一番最初に議会議員さんの、だって議会の提案があったことを真摯に受けとめ、議員を考え、町長はどう考えるかと、両方意見を投げかけながら、私は公平性に欠けるというそういう意見も幾つか多分あったと思うのですが、いずれにしても全員の方が発言をされまして、ただ発言をされた中にも、私は現行どおりでいいですというただそれだけの人とか、理由を述べられた方など、

これも配れと先ほど指示をしたのですけれども、こういう調書がその当時の記録書がありますから、そんなことです。ですから、いずれにしても民生委員さんの意向も思ったものよりもお金ももちろんですが、そういう効果が対象者全員に自分も1年に、向こうもそういうことを待っているということも含め、理由にはいろんな理由があったようですが。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 町でも健康増進についていろいろ施策が出てきました。今回もがんの一部徴収金なども800円から500円に下がったということで、その下げた効果を上げていかなければならないふうにも思っているのですけれども、健康を町が柱にやっていくのだというその機運を高めていくということは、全町を挙げてその機運を高めていくということも大事な1つだなというふう思うのです。そういうのを一応は区長会のときに課長にご出席いただいて、各行政区でできるもの、健康を増進することに対して行政区でできるものを何かやっていただけたらというようなPRもお願いできたらと思うのです。私のところでも、私もそういうことで老人会もコミュニティーサロンも両方ありますので、その辺を自分の足元ですのでまずは自分の足元からその増進に向けて何かできることはないかなというふうにして、そういうことをスタッフというか私たちの仲間ですらまずは自分のところを少し元気にできたら。それで、先ほどの栄養指導または体操などを出前講座でやっていただけたらということなので、大いにその辺を利用してやっていこうかなというのちょっと思いましたので、私たちも、町側のその政策に対して受け身だけではなく、やはり一人一人が何か提案してそれに乗って少しでも健康な人が増えればいいかなというのを思いましたので、課長は区長会などでもPRをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 秋山議員さんのおっしゃるとおりでございまして、まず4月に先ほど申し上げましたが、健診の毎戸のチラシをお願いしまして、5月に健診の関係の受診票をお配りしますので、区長さんを通して。その際に、まずは健診を受けていただきたいということをまた区長さん、総代さんを通してお願いしていただきたい、お話ししていただきたいというふうにはお願いしたいというふう考えております。

また、今お話しありました各行政区で取り組んでいただくもの、本来であればこちらでこんなメニューの中からぜひというものがお示しできればいいのですが、ちょっとそこまで進んでおりませんので、今回1つとしますと8月に巡回のラジオ体操でございますので、そういったものでもう一度改めてラジオ体操というのを見直していただいて取り組んでいただくというのも1つかなというふうには思っています。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今課長の答えではしていないような話で、ラジオ体操オンリーみたいな話ですけれども、区長会にはもちろん出前講座の説明の中には担当課が違いますが、そういう意味では総合的に出前講座がこれだけの種類があって、その中には学識を高めるものとかいろんな幅があるわけですよ。ぜひこういったものを利用していただきたいということも含め、だけれども、残念ながら時の区長さんのリーダー的素質もある、いろいろあるのだと思うのですけれども、ほとんど開店休業状態ということもありますので、防災についてはやむを得ずこちらから、最低の必要なことですからということで、こちらから強く要請して

開いていただいていますけれども、そういう意味で決して今まででも健康に関するものでも相当あのメニューを見るとそれなりになのですね。だから、議員が指摘のようにみずからが、あるいは先ほど言われた積極的な対応、いわゆるムード、機運、それをどういうふうに盛り上げるかということでもた1つのこの健康宣言を機会にさらにそれを盛り上げるような考え方を浸透できるだけさせられればと。ただ、これにもきつとそんな簡単に何するのだって、出前講座の制度そのものだってもう相当10年ぐらいあるでしょう。俺が就任する前からやっているわけですから。それはいいこととして継承してきているのですけれども、だんだんその要請が少なくなる。少なくともまた別の角度から言うと、議会ではほぼここで定例会とか議員協議会で話されたことは、ほぼ100%に近く区長会にも当然つないでおりますから、そういう意味ではPRも含め秋山さんが今言われたようなことをさらに区長会でももちろん話させていただくと、話していくということでありませぬ。

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） それで、委員会メニューを出していただきました。ありました、資料の後ろへついていました。ああいうのもいいと思うのです。あの中から自分の行政区に合ったものは何かということを見定めて、それを申し込んでいただいてやっていくということもいいかなというふうに思います。やはり機運を高めるということは大事だと思うのです。町民の方が、うるさいよ、わかったよと言うぐらいに健康増進ということに対して町はこれだけの取り組みをしているのだということをお聞きすると、入ってくるかなというふうに思います。それでもなかなか一挙にはいかないと思いますけれども、でも言い続けていくということが大事かなと思いますので、それはそれこそ今言った全町挙げてやっていくことだなというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） それでは、私のほうからちょっとお聞きしたいことがございます。健康推進係のほうで27ページの不妊治療の助成金でございますけれども、ここは8人分で80万円ということであがっていますけれども、ここの事業説明のほうを読んでみますと、治療した2分の1を乗じて得た額として10万円を限定にということですよ。そうしますと、でも不妊治療というのはある程度お金がかかるから、やはり1人10万円ということなのかなと思うのですけれども、これが年に1度ということですよ。それで、通算5回というと5年間は受けられるということでございますよね。治療をして赤ちゃんが授かった方はいるのかどうか。それで、今8人の計上がされていますけれども、24年度、25年度などは何人ぐらい申し込みがあったのかちょっとお伺ひしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 24年度につきましては9名ほど、25年度は7名、今年度につきましても今のところ7名の申請があります。治療の結果妊娠された方もいらっしゃいます。年間2人ないし3人。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） それでは、大変大事なやはり妊娠2人でも3人でもしていただければ、少子高齢化にも対応できますので、知らない人がいないような周知をしてなるべく皆さんに受けていただけるように進めていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

今村委員。

○委員（今村好市君） 予算書の129ページ、邑楽館林医療事務組合の負担金の関係なのですが、昨年についてはこれ組合議会でさまざまな議論があったのですが、負担割合の計算方法を変えたということで先ほど話がありました。高等看護学院の一般会計分と厚生病院の企業会計分これは含めて6,819万9,000円だというふうに理解しているのですが、これはかなり構成市町村事務レベル、財政担当もしくはその正副管理者、こういうところで議論を重ねた上で負担割合の計算方法が確定をして負担額が出てきたというふうに理解しているのですが、従来の人口割等の負担額と今回新しく負担の計算をしたのでは、本町についてはどれぐらいの差額が出ているのか、上がったのか下がった、当然下がっているのではないかなと思うのですが、その辺の計算方法、もしくは75%を館林市が持つというのは、従来も75%持っていたのですが、利用者割合にすると館林は75%はいかないのかなというふうに思うのですが、その分についてはどういう合意が得られたのか、その辺お願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 負担金の関係につきましては、事務レベル、財政担当、保険担当課長会議もございましたし、最終的には正副管理者の協議の中で今回の負担割合が決定されたという部分ではございますが、これまで一般会計分と企業会計分が分かれていたということが、特に昨年の大泉町さんからどうしても一般会計分について人口割ですと大泉町さんの高等看護学院の学生数に対して負担割合が多いということで問題提起がありまして、最終的に7月の組合議会、今村議員さん組合議員さんですので、ああいった形まで時間がかかってしまったと。見直すに当たって、これまで一般会計と企業会計の負担割合を分けていたということが課題であったということで、新たな見直しの際は一本化しようということが出ました。その中で、利用者割合ということなのですが、利用者割合の中で純粋な1市5町分と、実際管外から利用者の方もいらっしゃいますので、その管外からの利用者分を加えた中でも館林の負担割合は65.24という形になります。ただし、館林の市内に厚生病院ございますので、そういった立地条件等も加味した上で考慮してということで、これまでは館林が75%でしたが、それを引き下げという話が出ました。最初はその純粋な65.24という割合で引き下げというお話もあったのですが、その中でまた正副管理者の協議の中で、館林が73%を負担して、残る27%について5町で負担をとという形で落ちついた形でございます。今年度の予算の関係でございますが、昨年の当初予算と比べますと、実質的には今年度の予算ですと板倉町の場合は85万7,000円の減という形になっております。なかなか当初の予算の規模、病院事業の予算規模は違いますので、一律に一概に比較できない部分はあるのですが、それと27年度から耐震化事業、新しい病棟の償還金、借入金の利子の返還が始まりますので、その部分も27年度の負担金の中に入ってくるような形になります。単純に当初予算と比較いたしますと、昨年の板倉町の負担金が一般会計と企業会計を合わせまして6,895万7,000円でございますが、今年度が6,810万円ですので、85万7,000円の減という形になります。大きく減少したのは、大泉町が2,556万2,000円の減という形になっております。全体では3,387万6,000円の減ということでございますが、これ昨年は特に新しい病棟に関する機器とかそういった部分、あとは備品等の購入の費用が含まれておりましたので、特に昨年の企業会計分の予算額が大きかったという部分もございまして、若干の減という形にはなっております。

○委員長（荻野美友君） 今村委員。

○委員（今村好市君） そうしますと館林市は5町以外の利用者分も含めても65.24%なのですね。けれども、今まで75%だったですよ。それが73%に合意、引き下げられてほかの5町も了解をして、残りの27%分を5町で利用者割で負担をするということで決着をしたということなのですね。もう耐震化工事は終わって、その三千何百万円というのは前年度対比全体で三千何百万円については少なくなっているわけですね、今年度当初予算が。それと、利子分というか耐震の返還分はこの中に板倉町についても全て入った額で6,819万9,000円なのですか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 27年度の当初予算の中に、先ほど申し上げました耐震の利子分につきまして9,281万4,000円含まれております。こちら平成27年度からまず利子の償還が始まりまして、平成30年度から今度元金の返済も始まります。こちらにつきましては、先ほど負担割合が館林が75から73に引き下げてということになりましたが、この建設債の借り入れ分につきましては、借り入れを行った際に75対25という負担割合でということで合意してございますので、この返還分につきましてはこれまでどおりの75対25で変わらないで負担割合は変えないという合意がされております。

○委員長（荻野美友君） 今村委員。

○委員（今村好市君） 前年度借りるときの負担割合は変えないということで、そうすると平成30年から元金が償還になるということになると、その辺でまた負担金はかなり大きくなってきますよね。先ほどの算出根拠の中で、過去3年間の利用者、その利用者率を勘案して27年度の予算については割合を負担するというものなわけですけれども、そうするとローテーションで1年ずつ利用率については今後変わっていくのですか。75%の根拠がないのだから、73%の根拠もないでしょうね。いずれにしてもそれ理屈づけはいろんな理屈づけがお互いできるので、こういうことでとりあえずはまあまあ円満に邑楽館林の医療事務組合については関係市町村については了解をしたという理解でよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） いいですか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 課長の説明だと、負担額は減ったと言うのですけれども、看護学校の負担分は増えているのではないですか、減ったの。変な計算式の去年緊急避難でやったあれが今年も同じく適用されるのかしら。病院会計から看護学校の負担分を変な負担の仕方なのだけれども、負担するというその方式は今年も継続するの。そうすると、看護学校の負担分増えるのではないのか。さっき大泉町は減ったというのでしょう。恐らく館林も看護学校の負担分減っているわけだ。そうすると、そのしわ寄せがほかのところへ来ていると、板倉とかほかは増えるのではないのか。どうだろう。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 先ほども申し上げましたが、もともとの予算額が変わっている部分がございますので、一概に同じ金額で増えた、減ったという比較できない部分があるのですが、一般会計につきまして昨年の当初予算の全体の予算額が板倉分が1,043万円とございました。今年が負担割合が昨年の8.53から6.66に下がっておりまして、負担額も722万1,000円となっております。

[「減ったのですか」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） でなくて、あくまでもこれまでは国勢調査の人口割から利用者割に企業会計と同じ負担割合で、分けないで同じ負担割合を一般会計、高等看護学院経費、組合議会の経費についても1本でやろうということになりましたので……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 今までは、一般会計、高等看護学院については国勢調査の人口割で、館林が42.65、板倉町8.53、明和町が6.08、千代田町が6.22、大泉町が21.85、邑楽町が14.67でございました。企業会計につきましては、先ほど来お話で言っていますとおり、館林が75%……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 今度は看護学院の負担割合についても利用者割であえて分けなくても1本でということになりましたので、館林が73%、板倉町が6.66。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 去年は看護学校の在校生を基準にしてやったのが、そうではなくなったわけね。

○健康介護課長（落合 均君） はい、病院の患者の……

○委員（青木秀夫君） だから、基準変わったわけね。今年度から。

○健康介護課長（落合 均君） はい。

○委員（青木秀夫君） それ説明しなければわからないではない。去年は大泉が問題提起したのは、看護学校の生徒の在校生との割合で負担をしろということで大泉は減ったのでしょうか。だから、今度はそうではなくて病院の利用率のもとに根拠にしてやるわけね。看護学校の生徒ではないね。それでわかる。

○健康介護課長（落合 均君） 利用者というのが、学生数と利用者という意味で、済みませんでした。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 健康推進の関係ですけれども、ささやかなあれで、ページ数が歳出の関係の2ページ、3ページ、3ページのほうに健診委託料という町単独、若者から一番下補助事業のこのクレアチニン検査というのですか、これ平成26年度からやったわけなのではないでしょうか、どんなふうな検査なのですか。これちょっと私認識不足で片仮名がなかなかあれなので。26年度どのくらいの方がということでひとつ。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） クレアチニン検査なのですけれども、これは腎臓の働きを見るための検査で、血液でわかります。ですから、特定健診にあわせて血液をとって、その中で検査をします。それで、受診者数なのですけれども、今年度につきましてはちょっとまだはっきりした確定数が出ていないのですけれども、25年度は1,800ぐらいでしょうか。去年から始まりましたので。今年度につきましては、昨年度と同様ぐらいの人数で特定健診を受けられている方もいますので。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） クレアチニン検査は新規ではなく、平成26年度から特定健診とあわせてというのだから、25年度もやっていたわけですか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 25年度から実施をしていました。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） それで、健康推進の関連ですから、大変申しわけないですけども、24ページ、25ページ、食生活改善推進協議会9万1,000円、健診含めて先ほど町宣言、健康宣言していますけれども、この中でどのくらい、9万1,000円ですから、地区別に代表会議開くとか中の活動がわかればお願いします。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 全体の活動になるのですけれども、全体の活動ですと年間37回ほど事業を実施しております。事業の実施方法につきましては、保健センターが開催する事業をやったり、それから自分たちが地区における活動であったりということです。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） それは特別講師を呼ぶとかそういうのも含めてですか。講師は別に関係ないのですか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 特に講師はなく、この組織は国があって、県があって、町があるという組織なのですけれども、県の委託事業などもありますので、また県で研修を受けて、それをまた地区で開催してということで、町の栄養士であったり、そういった職員が対応しております。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 国保会計について先ほどの説明についてお聞きしたいのですけれども、また予算書を見てみてください。国民健康保険特別会計の予算書の6ページ、先ほど高額医療費共同事業交付金の中の説明で、今まで30万円以上の方がこの共同事業の高額医療の対象になっていたのが、今度ゼロ円ということは要するに全部この対象になるという、その意味がわからないのだけれども、高額医療というものが全部対象になる。高額医療って80万円以上が高額医療になるの。さっき何かそんなような説明した。もう一回あのところをちょっと説明してもらいたいのですけれども。

○委員長（荻野美友君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 先ほどの説明自分がわかりづらい説明で申しわけございませんでした。先ほどの30万円以上だったものが実際1円以上の説明の間違いでございます。

〔「30万円ととらえたわけね」と言う人あり〕

○保険医療係長（高橋徳男君） 1円以上から80万円以下のものがこちらに書かれています内訳をちょっと見ていただきたいのですけれども、ページでいきますと予算書歳出の46、47をお開きいただけますでしょうか。こちらの1目の高額医療費拠出金というのがあるかと思いますが、こちらにつきましては80万円以上のものが対象になる、そのために、群馬県内の保険者が納める拠出金でございます。先ほど申し上げました。ゼロ円以上ではなくて1円以上なのですけれども、1円以上から80万円以下というところを申し上げているのが、こちら2目になります。こちら2目の4億4,997万6,000円ということなのですけれども、平成26年度

までは高額医療費の対象が30万円を超えないと対象にはなってごさいませんでした。ここで交付金としてなのですけれども、それが平成27年4月1日からは、30万円以上ではなくて、1円以上から80万円以下までのものに対して3年間を計算した各保険者の拠出金の額を国保連合会が適正な額を決めてこれを納めてくださいと言われるものに対して、うちのほうはこちらを計上させていただいたわけなのですが。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それは何なの、それで。もっとわかりやすく言えば、30万円以上が今までは高額医療の対象だったのだけれども、80万円以上に変ったというだけなのでしょう。それで、80万円以下の金額1円から80万円までは高額医療の対象ではなくなったということなのではないの。違うの、これ。

○保険医療係長（高橋徳男君） 交付金が一応分かれていまして、80万円を超える部分の交付金と、30万円以上から80万円以下に該当するまでの交付金というのは別枠で交付金とされているわけです。

〔「1円って何だ」と言う人あり〕

○保険医療係長（高橋徳男君） 1円というのが、先ほど2目で話しますように今まで30万円以上の高額にしかこの交付金というのは対象にはしていなかったのですが、それが平成27年4月からは1円以上から80万円以下のものについてはこちらのほうの保険財政共同事業の2目ですか、46ページの真ん中のものが該当してくるという形ですので、一番幅が広いところなのです。その部分が差額で増えたという形なのですが。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 理解できないのだ、説明を受けても。というのは、この拠出金というのは共同事業でやるのでしょから、国保会計の6ページと7ページ見ればわかるように、7ページで板倉町が4億8,600万円持ち出すわけだよ。持ち出す先はこれは支払基金なの、どこなのこれ。これ見ると支払基金ではなさそうなのだ。4億8,600万円を持ち出して、それが6ページ見ると4億6,700万円戻ってくるわけだ。そういうことでしょう。同じような金額、行って戻ってくるわけだ。そういうことでしょう。

○保険医療係長（高橋徳男君） そうです。予算上は100万円納めた……

○委員（青木秀夫君） それをプールしているところはどこなの。

○保険医療係長（高橋徳男君） 国保連合会になります。

○委員（青木秀夫君） 支払基金ではないのか。

○保険医療係長（高橋徳男君） 国保連合会。

○委員（青木秀夫君） 県の国保連合会。

○保険医療係長（高橋徳男君） 県の国保連です。

○委員（青木秀夫君） 支払基金ではないみたいだな。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、違います。

○委員（青木秀夫君） 県の国保連合会か。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、そうです。

○委員（青木秀夫君） では、群馬県単位の事業なのだ。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、そうです。

○委員（青木秀夫君） それで、6ページの見て、前期高齢者交付金なんていうのは、これは支払基金が管理しているのでしょうか。7款の共同事業交付金というのは、これは県単位の国保連合会の運営事業なのだ、

県単位のね。そこがこの金を集めて、戻ってきて、やはり30万円以上の人が対象になるわけ。

○委員長（荻野美友君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） それが、今までは30万円以上のものしか交付金としては該当にはならなかったのですが、今度は1円以上のものが該当になってくる。80万円以下は全て高額その交付金の対象になる。なのですが、それはご存じかも……

○委員（青木秀夫君） 対象になるけれども、問題は被保険者が今まで30万円以上だったら負担したその差額は戻ってくるのでしょうか。違うの。今まで幾らだったっけ、1カ月に何万円以上払うと自己負担……被保険者とは関係ないのか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） これは個人負担いただく部分の高額でなくて、保険者が負担する7割分が対象になります。なぜこんなふうになったのかということなのですが、法改正はもう既に平成24年ですかに法改正が行われておりまして、27年度から適用ということなのですが、先ほどもちょっと最初にご説明申し上げましたが、広域化、都道府県単位の運営をにらんだ中で、今までは30万円以上を対象としたものを、全ての医療費を対象に県単位で調整をする制度を広域化に向けて前段で27年度から始めるという、そういう制度が変わるということでございます。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） わかってきたのですけれども、だから例えば前期高齢者交付金みたいなその別版みたいなものだな。例えば、これは形が違うのだけれども、それを県単位で今度つくって、一回みんなで県に納めて、そこでプールしたり、またそれを戻ってくると。だから、板倉町なんかでは100送ったものが100戻ってくるぐらいなツーペイぐらいなところで、場合によってはそれが支払った分の倍返ってくるところもあるし、半分しか返ってこないところもあるしと、そういうことになるわけね。わけわかった。これは高額医療、高額医療と言うから、高額医療の戻りかと思って勘違いしてしまったです。済みません。もうちょっと親切にそういうのを説明してくれないとわからない。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 以上で健康介護課関係の審査を終了いたします。

○閉会の宣告

○委員長（荻野美友君） なお、本日の委員会は以上をもちまして閉会といたします。
大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 3時28分）